古事記傳

三

書目 一〇五二一號

和書門 類 一〇五二一 號 七九 函 六 架 四八 冊

内閣文庫 和書 類 一〇五二一 號 四八 冊 一三七 函 一 架

内閣文庫
番號 和 10521
冊數 48 (36)
函號 137 1

内 一三六八二號

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

内一二六八二號

古事記傳三十三之巻

明宮中巻（アキラノミヤノナカツミキ）

本居宣長謹撰

又吉野之國主等（ヨシノノクニヌシドモ）瞻大雀命之（オホサザキノミコトノ）所佩御刀（ミタチヲミテウタヒケラク）歌曰（カせル）。本牟多能（ホムダノ）比能（ヒノ）美古（ミコ）。意冨佐邪岐（オホサザキ）。意冨佐邪岐（オホサザキ）。波加勢流（ハカせル）多知（タチ）。母登都流（モトツルギス）須

惠布由。布由紀能須。加良賀志
多紀能。佐夜佐夜。

又ゝ云ゝ上ゝ御哥どもを挙て。又哥を挙むゝれば
なり。○吉野上ゝ出傳十八の六十三巣○國主ゝ白檮原宮段ゝ
ゝ國巣と書ゝ書紀ゝゝゝ國樔と書ゝ後ゝ書ゝゝゝ
皆國栖と書ゝ然ゝゝゝゝゝゝ主字を書ゝゝゝゝゝ
異ゝゝゝゝ抑ゝゝ白檮原宮段ゝゝゝゝゝゝゝ
呼ゝ後ゝ音便ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
志と通ゝて。近く聞ゝゝゝ故ゝ如此ゝゝゝゝゝゝ國主
ゝ。久ゝ奴志ゝゝゝ其ゝ奴ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝる故ゝ久奴志ゝゝゝ其奴志ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ師ゝ久ゝ奴志の意ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
云ゝ宮主ゝ奴ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
意ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
音ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
傳十八の七十一巣ゝ云ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
佩御刀ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

八の十一葉

○意富佐那岐を大雀命なり同言を重ねて云を古哥の常なり○波加勢流多知を所佩大刀なり○母登都流藝を本劔なり本と云ふ由を下ふ云を待て都流藝を上巻都牟刈之大刀の下傳九の五葉ふ云ふ如く都牟賀理の約なれ名ふて之と刀ハ物を利く截断貌を云ふ言なり故刀ハ利きを称て都流岐能刀とも都流藝陀知とも云て都流藝とのみも云て利き刀ハ此名ふもなれふなり かゝて此を其初ハ意ふ云ふふ了此御刀を称美ふ言なり刀ハ名ふ云ふふを非ず御物なれば昔の劔と云意ふて本劔と云なり万葉ふ郭公と云ふが如し と云きふ言を いかゞ郭公

を去年を逢ふる由ふて之を母登と云へき古代の劔を云ふと對ふ言ふ云ふ非ず且本と云を次ふ末と言ふこと也ふ也○須恵布由を末振なり末と云を上の本ふ對て云ふなり其由を下ふ云ふを待て知ふ布由を振なりと云由を先振を布久と云ふ上巻ふ伊邪那岐大神の十拳劔を後手ふ布伎都々云々と云ふを書紀ふ背揮と書きて云ふ須佐之男命ハ五世孫天之菅根神と此記の大國主神の御父天之冬衣神と同神と聞えて是大刀ふ由縁ふれ名とおぼしけきば此事傳九の五十八葉ふ云て布久を布由とも云て共ふ布流ふ同じ言なり又思ふを布由を次の布

由紀の頭を先言出て言を疊みあれども加九上代は哥を詠ずるは物なれど然るさまのことも例ありて水垣宮段の哥よみまきいまぞこそやと云上より先古波夜と乃れ類なり。

○布由紀能須を冬木如なり。師を古木如なりと云きなれども能須と云例を万葉十四十三丁

ども。いうぐ那須を能須を奈美尓安布能須浪より遇安幣流伎美可毋又十四丁許奈良能須麻具波思児呂波又二十七丁多可伎祢尓久毛乃都久能須廿三十九丁ふ白玉乎手尓登理持て見流乃須毋家を流妹を又見てもやなどあれども那須を稲掛大平ぶ云る如く似りと云言なれば能須とも云なを似流を能流とも活き云言なれば万葉よ春の枕詞て冬木成と云流こを処こよりよりこれを冬木盛を写誤なを思はの師説にあとて動くまじく然流ばきこと

流を此は正しく布由紀能須と乃ま寄彼も疑はなれよりこそなを考ふばきことなり。

此冬木如を冬ぐ枯と云言れうを乃れ今係を流枕詞なを加良賀志多紀と云句の意すでを係らず。

○加良賀志多紀能を枯之下樹之なり枯を加良とも云ハ高津宮段ふ枯野哥よ加良怒と乃を。なをどあ流ぶ如しさて此枯を上なを流御哥れ枯と同意ふて葉れ落亡流を云下を出雲國造神賀詞ふ弥高尓天下乎所知食年事志太米なを免を下所見て見えを云と乃れ志太と同くて下かなを云意なを俗語よ云ば葉れ落下地と云こをなり。延佳も契冲も上の句れ終の須を此句れ頭よ属流を非なを。されば伊勢神宝の須我流横刀を引れも此なを叶はず。さて此二

句を次の佐夜〻〻を云む料は序にて樹葉の落散む
とも詠ぬべし俗に云ふ散下地木枯の風ふ動揺く音のさや〻と
鳴詠意にかぶけあれなり高津宮段歌に那豆能紀能
佐夜佐夜万葉二十九ふ小竹之葉者三山毛清尓乱友
白檮原宮段哥に許能波佐夜藝奴万葉十三十丁に荻之
葉左夜藝秋風之吹来苗丹○佐夜佐夜を清こなり上句
よりは此かぶきそ木葉のさゝぐ音哥の意を清〻ふて意別なり御大刀は身の勝まる
詠さてを見て称美申せ詠言ふて後世は言ふ拔ば玉
ち詠氷は刃なと云こゝろばえなり師を万葉に欽後王纏田井と かぶ
まこ詠如く古への大刀の尻鞘に美玉を多くせもこまき
ゝかを末振といひ振と古木や言をもぐのせ重袴さ

て古木の枯枝に嵐の吹渡は音の如くさや〻とかの
玉の相觸て鳴詠を云ふて上代ふかぶまる
をれなりと云まゝれど いかゞ大刀を誉とて玉の音
を云むもいうなるうに玉と云ざ詠を推て玉と
せむもいかゞ玉の音をは必玉といはゞを聞えぬ
こゝなり且大刀は尻に餝まる詠玉は鞘に著れば動
く物に非ばいかゞ相觸て鳴ことなむ又さや〻
と鳴も枯枝にいかゞ葉あてこ拔さる音はな
ら免又志多と云言ちて上ふ本と云末と云詠を本に
の意もきこえず
ふ末にて此意にて本にり末にて都流藝利くまゞる意や
見えて振まゞいや清けく見ゆと云意に詠を本と末
とを二方に分て云詠にて清なり されば本は かるぎ末はさ
にやふも係まり 然は詠を古哥は常ふて万葉一に船
並豆旦川渡船競夕河渡なとなれも並え競も旦川夕

河共ゑ二方ゑ係き星。野毛並夕ゑ競と云ふゑ非び。又三ゑ朝獵ゑ鹿猪暮獵ゑ猪踐起暮獵ゑ鶉雉履立と云ふゑも朝獵ゑ鹿猪暮獵ゑ鶉雉と云ふゑを非び。朝獵暮獵ゑ獸をふ今起し鳥をふと云意を以て准ふてけゆふ〜。

又於吉野之白檮上作横臼而。於其横臼釀大御酒。獻其大御酒之時。擊口鼓爲伎而。歌曰。加志能布邇。余久須袁都久理。余久須邇。迦美斯意冨美岐。宇麻良爾。岐許志母知袁勢。麻呂賀知。此歌者。國主等獻大贄之時時恒。至于今詠之歌者也。

此ふ國主等と云ざれ奥上を兼て又と云よつゑ上ふ
なり○白檮上奥上字は歌ふ依ル生を誤まるなる説
又ハ檮ハ下ハ生字脱ちれふて上を宇遅野上など
ふなる上うやも思ふれど然ハ非じ又白檮と云地名
ふて哥ハ布と訓ふを布閑通音ふて上と云意うやも
思ふれど白檮やの今云地名も いかゞなるうふ上を
布と云ふ例も なきことなり故加志布と訓説なほ歌ハ下ハ云を
考合ふ説○横臼奥哥ふを余久須と訓れども なほ
余許宇須と訓説哥を調ふりて延ても切免ても
云ことなれば凡ての言必しも哥
よハ泥むるきけるとこ哥ハて に訓むもふしを
あしじけて横とを形狀ハ就て云名ふ説今世ふ
竪臼と云ふ説を以て思ふふ形ハ高きを竪臼と云

立ちて臼と云意ふハ非じ横臼ハ低きを横臼と云形ふ説
臼ハ對ふる名なれば形ふ
契沖ハ横臼とを臼ハ木を縱ふ穿ちぼ臼ハ
を是を横ふ穿ちぼ云ふやと云まど然ハ
ふし○釀大御酒ハ訶志比宮段ハ哥ふ許能美岐衣迦
美祁牟比登波曽能都豆美宇須迦多豆く宇多比都く
迦美祁礼加母麻比都く迦美祁礼加母云くなゞもあ
て酒を上代ハを飯を水ふ漬ふを臼ふ入て春
ふて釀なり或人を上古ハ酒奥一夜酒とを
米を水ふ一晝一夜ふて臼
ふハ非ば飯を ふを米ふ又臼ふて ひきふを米
も上代のわ ふ万葉十六十三ふ味飯乎水ふ釀成とふり
さて右ふ引る哥ふ歌ふ儛ふとふ説臼ふて

春くらしたる時は春をばなり。大神宮儀式帳、清酒作物忌職掌に陶内人、作進醍三口、仁確春白御酒、備儲供奉。

と有れども、春しこそ知侍れ。貞観儀式大嘗條酒の事は中に陶臼と云物あるも此料の大嘗會式にも陶臼三十口と見えたり。又臼四腰、杵八枝と有れども、御酒の料は米を春具と聞えたれども又思ふに此時に献り御酒は、書紀に醴酒と有て、一夜酒なる故に臼にて春しなり。儀式帳なれも白御酒と有て、然らば上代にも醴酒をこそは臼にて春けるなれども、然はあらず非るなり。かの訶志比宮段なるも醴酒にやあらん。手但し上代の釀法を、惣て如此くなりとも書紀に寄て横臼にとは有に依て推て醴酒とこそ書きたれ。はも知りがたし。

て酒を造はを迦牟と云ことは上に云たる。傳九の一葉

○擊口鼓は、書紀には、打口と有り。今世に舌鼓を打と云たるは、又上下の唇を彈て音を出すを云ふ。又擊と云たるは口を開て、喉より声を出し掌を以てこれを打を云ふとも思ふべし。然れども非し。擊たる鼓と云はば、いかにかは然ん。然は言の外なはば、酒を飲て甘美き貌をなしたるは、意を酒を云たるさまを形り。

○為伎を和邪衣那志豆と訓侍り。書紀には仰咲と有も、師を麻衣那志豆と訓たるは、志豆と訓たるは、比衣那須流衣美那と有に依て、麻比志豆と訓は然も思ふに舞の事は見えず。後の侍も國栖を歌笛とめ有て舞を諸書に見えたる古とをく此記にも儛と書て伎字を書はなど、彼此を考ふに儛と云侍き態を非たるなり。書紀には、打口以仰咲と有れは是なり。仰て咲を実に可笑くて然はなるは非ば、こと有ふ其態を為はなは故に為伎と云はなり。

○加志能布迩を白樹之生ふなり。神名帳に大和國吉野郡川上鹿塩神社有り。

て。今は大藏明神と云とい有り。今も樫尾村と云あり。國栖と相近し。此地なりそもそも此地名なりと白檮樹は生しよりしよて負ふ樹なりけむ。かくて鹿塩と云ふに依て思ふ。本多加志布と云ふを。布と富と此は哥なれば。調はさは通音。此は哥なれば。調はさは免ふ。之を添て云ふ。又多を加志能布あるを。知へ後ふ之を省て。加志富とそなるを。古へ之と云多云例。其間を。今決免かるを。契冲ぶ。上文より白檮上と記まるを聞ければ。上を布と通はす云ふ。白檮を地名ふ。又白檮の木を敷ふ其上を云ふ。又按ふ古事記の今本。生字を誤て上より作まふと云るを。地名ふ云ふと。生を上り誤まふと云ふそなるを。其餘は皆ふ。○余久須袁都久理は。横臼を作まふり。許宇を切て久と

云ふなり。○余久須迩を。横臼ふなり。○迦美斯意富美岐を。醸し大御酒なり。書紀ふ。美斯を綿蘆とあるを。迦美斯と云ふ。迦米流と云ふを。意いさふの異まふを。此は何まふを。迦米流と云ふも宜まうちよ。迦米流の方いはふの勝まり。凡て此言。此二ッは格差別ふ。其けふを辨まふ。一ッは用まふり。○宇麻良尓を。美味くと云ふ同じ。書紀顕宗巻室壽御詞ふ。新墾之十握稲之穂於浅甕醸酒美飲喫哉美飲喫哉此云于魔羅伊烏野羅甫屡柯佉也。をやらふはやは。いうふ云るふう。心得ぬ言なり。○岐許志母知袁勢を所聞以食なり。以を添へあれ言なるを。契冲ぶ母と米と通ひ。知と之や同韻ふて通まふ。きこ。けて袁須を賣りを免しをせなりと云ふを。強解なり。須と同く云まは。所聞看せと云こやなるを。又飲をも。袁

須と云ふことゆゑ訶志比宮段大后御哥を見えそこ
此二句より已ゞ献ふ酒をしも如此申せれぞ人は真心
をはあらはふ凡て古へふ尊神より物を献ふもふ其物を
美称賞人より物を贈ふとても身の勞をの尊志の深き
さるを云ひやまりしことふて中昔ゆゑ哥ゆゑ
其趣よりまりき然ふま後世ゆゑ反覆は形ゆゑ人より
物を贈るふも饗ふりもたゞ賞ゆゑ下る詞をのみを多
ことよりはを漢國の俗は云ふて真心を非代
まは信の虚言をこと賞ば人の得させこれ物を少
く悪きをも多きはゆゑふ好きさるふ謝詞し我ゞ人を
贈ふ物へ美く大なれをも鹿く小きさるふ云ひれ凡
て彼方よゆを得させゆるとこ方ゆり贈ると其物を全
同じほどなるふ云ひれ言れゆうゆを得を偽言な
ふことを目れ前ゆはをまども世れ形ゆ和とをまを
ぬまば其をよきこゆゆ思ふ先ゆ此國栖ゞ哥をども
後世人をゆるかばゞのくをゆみてはやさばうを
山與形れ賤者のいゆも畏き大御前より献むゆをいか
ばかるゆ賞をゆゞを言申さるを美味らふきこ
ゆせとゆも申せれ古へ人れ心の直うまほどを思ふ

ふ後世人へ心れ内ゆをいみしき物ぞと思和ほこ
を形ゞ言ふをいくをゆゞるこをまゆふをも漢
國意のゆを誠真実をゆふ。○麻呂賀知へ麻呂を我己を
ぬ事多きをさゆふ。
ど云ゞ如し。此称いと古きを奈良ゆりゆをこれ書ゆ
へは見ゆゆ賞今京とをゆ
この物ゆへ常多く見えを古くも人名ゆへ多きも
此ゆり抜出ふむ契冲こゆゆ継躰紀より懿哉麻呂古云
云とゆるを引ゆれを吾子と云意とゆをゆ
まゞ同巻より朕子麻呂古とも云ゆれゞ此を勾大兄皇子
の亦御名とこを聞えゆれ此外ゆを麻呂古と云彼此
見えゆり但し其名も今ふ吾子と云意以て形まゆれ
ゆへあゆむあさを師説より自麻呂と称ふこゆを加
こ賞をゆゞゆを云ゆを對ゆてかゞをくゆをゆゆをと
云意ふを拙く愚ゆれ由れ称をを云まゆを知へ
古への物言ゆも聞えゞ漢意まきをこを おぼゆを
人を尊みて云称ふを上巻阿斯訶備比古遲神の下み
云ふゞ如し傳三の廿八葉此へ吾君と云意ゆを必父と云意より申せ

はゝ非ず父と云も尊みて云なれば其中の一ツ也
ゆゑども直に父と心得てゝ言の意れ本末しらざる
父をも局らぬ称なり然はを契冲直に父と解と
るハ委しうしらず天子を民の父母なるが故に云なる
ゆゑと云るゝて漢意なり さゝらはは意以て云
ゆゑ師を此時國栖人ハ君と云言をば知ら
で父を天下の尊称とせるなり 天皇を指て申せるなり
はゝ云まゝはも いかゞ

書紀に十九年冬十月幸吉野宮時國樔人来朝之因以
醴酒献于天皇而歌之曰云 歌之既訖則打口以仰咲
今國樔献土毛之旧歌訖即撃口仰咲者蓋上古之遺則
也夫國樔者其為人甚淳朴也毎取山菓食亦煮蝦蟆為
上味名曰毛渤其土自京東南之隔山而居于吉野河上
峯嶮谷深道路狭嶮故雖不遠於京本希朝来然自此之

後屢参赴以献土毛其土毛者栗菌及年魚之類焉○献
大贄之時々恒云々大贄多朝廷に貢進はゝ御饌物なる
此御段に海人貢大贄とゝもゆゑ書紀仁徳巻に有海人
賞鮮魚之苞苴献于苑道宮也とあ猪名縣佐伯部献苞
苴天皇令膳夫以問曰其苞苴何物也對言牡鹿也和名
抄に唐韻云苞苴裹魚肉也日本紀私記云於保迩倍俗
云阿良万岐と ゆゑ大嘗と言の本を一ツな國栖の貢進
事ハ異なり

書紀に見えたる如く栗菌年魚なとゝ申ゆゑ
也其色目ハ後の書に時ごとに時毎と云意なる○詠
見えたることなり
之歌者也姓氏録大和国神別に國栖出自石穂押別神也神

武天皇行幸吉野時云々。尓時詔賜國栖名。然後孝德天
皇御世始賜名人。國栖意世古。次号世古二人。允恭天皇
御世乙未年中七節進御贄仕奉神態至今不絶。此文神武天皇
御世の事ハ彼御段ゟ引合れば此ハ畧き故さて孝
德の德字を誤なるむの允恭天皇ゟ先ハ可ゟ
又号世古ハ号字を乎の誤なるか神態とハ此口
鼓を打伎を云歌ふを云古風形る故ゟ神態とハ云
ふ形りさて國栖人の物ゟ見えしゟ續紀弘仁内裡
卅一ゟ正六位上國栖小國授外従五位下
式元正儀ふ云々。鰭行一周吉野國栖於儀鳶門外奏歌
笛献御贄若有蕃客不奏他皆放此
國栖献御贄奏歌笛ゟ十六日踏歌式十一月新嘗會
式などふも此事見えず。貞觀儀式大嘗祭儀ゟ宮内

官人率吉野國栖十二人。梢笛工十二人並着青摺布衫入自朝
堂院南左掖門就位奏古風云々。其群官初入隼人發声立
定乃止。訖國栖奏古風五成次云々。同辰日儀ゟ一鰭之
後吉野國栖於儀鳶門外奏歌笛并献御贄ゟ新嘗會
儀元日儀同七日儀同十六日踏歌儀などふも右の如
く見え。又九月九日儀ゟ一兩鰭之後吉野國栖於兼明
門外奏風俗と見ゆ。儀鳶門ゟ豊楽院の正門。兼明門ゟ内裡ゟ正門なり。大嘗祭
式卯日儀ゟ宮内官人引吉野國栖十二人梢笛工十二
人並青摺布衫入自朝堂院東掖門就位奏古風太政官式ゟ
吉野國栖奏古風と有ゟ。梢笛ゟ。大嘗條ふ
ふ若ゟ梢木葉を巻ゟ笛ふ云ふ

む。楢字。儀式一本ハ榴。一本ハ猶ト作ル。宮内省式ニ。凡諸節會吉野國栖
献御贄奏歌笛。毎節以十七人為定。國栖十二人。笛工五人。但笛工二人在山城国綴喜郡。其十一月新嘗會各給禄。有位調布二端。無位庸布二段。凡
諸節賜群官饗者。正月一日十六日。九月九日等。三節親
王已下云々。國栖笛工。正月七日十七日。五月五日。七月
二十五日。十一月新嘗會等。五節親王已下云々。國栖笛
工。民部省式ニ。凡吉野國栖永勿課役。政事要畧二十七。
十一月三清涼記。中辰日節會事云々。吉野國栖於兼明
門外奏歌笛。其詞云。賀進御贄ナド見ヘタル。此政事要
畧ニ。其詞云ト載タリ。此の哥ハ記ニ載タル。賀芝

乃不尓。與古羽須遠恵利天賀女多於保美岐味良居於
世古世九賀朕。と訓ム。國栖の世ことを歴て。傳来て。かく
中昔の歌ニ。傳ヘ来て。絶ぬ仕奉ることいとくまれど
たゆることなくなりしを。其後國栖参らぬ事絶ぬ。いとくまれて。此哥字
ことなる。賀女多。醸。と云
ふ。居字を写誤れるか。又歌ニ
曾の。於世を假字乱れる。古世。万葉ニ多き許
ミ。を今京ニなりてれ哥ヲ。許世とよめる例
此字を書ふや。然らば。此字を書ふ故ニ。さて
右の書ども。奏歌笛と云て。笛の事も見えぬ。此
記も。書紀ニも。笛を吹事を見えぬ。為伎と
云ふ。笛や。後ニ。添ヘ。事の
来の事なれど。笛を。元
添ヘ如くなるべし。さて其笛を。楢笛工ニ見えて。上ニ云
北山抄大嘗會條ニ。

國栖奏古風五成。兼平記云。其笛似指擊乳と。
ある。其音の然ほさまに聞えあるらし。又実に然為
ほか。此笛の事なほくく考あるべし。小右記に。寛弘八年正月一日乙亥云
云。無國栖奏。依不參上也。近年如之。是大和守頼親時被
調。已不參上云々。と見えあれば。このほどまで國栖人
は參入りて仕奉ることを絶たれなり。此後江次第。其外の
國栖於兼明門外奏歌笛と記したるは。真の國栖人なり。
非ばあるべし。其ゆゑは今の國栖の奏として。哥を字とし。笛を吹くを吉野
の國栖の奏として。公事根源。元日節會條に。
細記。元日節會條云。次國栖奏云々。私云。謂國栖者。樂人
一人。候南階。砌下。奏歌笛。義也。笛雙調。音取。白馬節
會條云。次國栖奏。音取平調。踏哥。節會條云。國栖奏。
音取壹越調と云。樂人笛は音取を吹て。其ゆゑは
ある。

此之御世。定賜海部山部山守
部伊勢部也。亦作劒池。亦新羅
人參渡來。是以建内宿禰命引
率爲役之堤池而。作百濟池。

此之御世。下の亦名。須許理等參渡來也と云ふ。
廣く係る語なり。○海部。阿麻と訓ず。部字を
別に辨

とよむも非なり。和名抄に尾張紀伊などに郡名の海部も阿末と訓ず。さて海部は下巻甕栗宮段御哥に斯毘都久阿麻などあり。上巻又此下又書紀万葉などに海人を書す。又書紀万葉に白水郎万葉に泉郎磯人海夫海子なども書す。和名抄に辨色立成云白水郎今按日本紀云用漁人二字一云用海人二字和名阿萬と訓ず。白氷とも泉字を分て云なり。漁子和名伊佐利漁父魚良潜伊止利泉郎とも訓ず。加豆岐美女とも訓ず。皆海部の属なり。○山部書紀顕宗巻に云く。讓於上道臣芽而奪其所領山部と見え。安閑巻に筑紫国膳狭山部と訓ず。豊前国に諫山郷山部、膳狭の山部なり。

連と云姓も訓ず。なほ次に云。○山守部は山を守るを職とす。一種に部に民なり。大山守命此等に部を督あり。是なり。後の山部連と賜ふ。上に為山海之政と云姓も此部を掌る由なり。書紀に五年秋八月令諸國定海人及山守部と訓ず。顕宗巻に云く。小楯謝曰山官宿所願乃拜山官改賜姓山部連氏以吉備臣為副以山守部為民と。小楯と吉備臣と二方なり。狭城山君韓帒宿祢云く。充陵戸兼守山削除籍帳隷山部連なで見ゆ。こまごまれ趣を思ふに山部と山守部と二ッを訓らず同物と聞ゆ。此は別に挙あれども。いかゝ書紀に山部は無きぞ正しかるべき。万葉二に神樂浪

乃大山守者為誰可山尓標結君毛不有國三四十二丁山守之有家苗不知尓其山尓標結立而又山主者蓋雖有六世ゟ大王之界賜跡山守居守云山尓七二十五丁ゟ山守之里辺通山道曽二ノ巻ゟ大山守とよ免ゟ大を さゝを山を大津宮れ迄ゟれ山ゟ殊ゟ由を以て此山守を称て云 續紀五ゟ初充守山戸令禁伐諸山木一ゟ初て そのかゟ此部絶て無かり 〇伊勢部を玉垣宮段ゟ定河上部十五葉 傳廿四の下巻高津宮段ゟ定葛城部若櫻宮段ゟ定伊波礼部ゟ其地の部と名を負せゟ其地ゟ置ゟ者多き其を皆其由縁ゟ

かゝゟ書紀ゟ此事見ゟ 他書ゟ伊勢部と云物実録十四ゟ大和国馬立伊勢部田中神と云見ゟ此ゟ三社の名ゟ 三代ゟ出ゟ 傳廿二の四十葉 〇劔池を既ゟ上ゟ修理を直ゟれゟを作ゟを云ゟむ 然ゟ例他見ゟ書紀ゟ十一年冬十月作劔池輕池鹿垣池廐坂池と ゟ 〇堤池を堤と池ゟ堤を築事池を池と掘事ゟ さて都ゝ美を水を包ゟて外ゟ漏ゟ溢ゟゟ由れ名ゟ万葉三二十七丁ゟ彼山之堤有海曽ゟと ゟ和名抄ゟ隄又作堤和名豆ゝ美 〇為役之役字諸本並渡と作ゟ誤ゟ ゟ今を延佳

本より従事する高津宮殿をも役秦人作茨田堤及茨田三宅とのたまふなりさて此為役三字を延陀多世と訓ぶし為字を陀多世の世より訓ぶし之字を新羅人を指ふて書添なるべし書添なるも記中此例多し許礼表と云意より書添なるべし此延陀知を役立なる延を役字の音を讀べきなる延陀知を役立なる延を役字の音を非ず本なる古言なる水垣宮殿役病に処れ延を充の約なる添言の傳は三れは二葉考へ合もぐし延陀知を民の其事を發趣くを云万葉十四に詳なる〻〻陀知を民の其事を發趣くを云万葉十四に於保伎美乃美己等可思古美可奈之伊毛我多麻久良波奈礼欲太知伎努可母〻〻延陀知を東言より欲太知と云なる十六二十より課役徴者今本より エ。ダ。ス。と訓さて此を建内宿祢の新羅人の参来を引率て役使て

處〻に堤を築き池を掘らせなどせるを添へ〻なる〇百濟池を此外に古書に見えぬ添へ〻なる〻百濟を池の名か此事下より又其地名の百濟なる地を和論ひなる名抄より攝津國百濟久太良郡ひなる又河内國錦部郡百濟郷ひなる書紀敏達巻より宮于百濟大井皇極巻に百濟大井家などひなる此なり同巻より石川百濟村とひなる〻の別なれば錦部郡と石川郡とを並なり又舒明巻より百濟川側為宮處〻徙於百濟宮とひなる三代実録卅八より大和國十市郡百濟川云〻や添へて川を廣瀬郡との堺なり今も廣瀬郡より百濟村ひなる此川より近し古へより百濟大寺と云ひなる也此なる舒明紀三代実録を考へ合もぐし天武紀に繕兵於百濟家

とあるも、こゝなるべし。万葉二三十五丁に、八十六に、百濟野とあるも、同じかるべし。大和志に、廣瀬郡に、百濟池を挙て、百濟村、西廣四百畝と記せり。此池なりやあらむ。さて此も新羅人を役て、處々の堤及池を修理し、及百濟池を作りしと云ことを、而と有るに因て、少しすぎらすしく聞ゆれど、堤も、即百濟池の堤なれば聞ゆれど、然て非ず、然て上なる池字有れば、若、而字を除きて、又字を換るべき、文義明らかなるに似れども、然てもの百濟池を作りしの事も、新羅人の役に係らざるして、別に一件と云なる故に、又と而も云べきなり。而も、新羅人を役て作りしことを、此池作りしなるべし。而て云なる辞なるに、此事、書紀に、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並来朝時命武内宿禰領諸韓人等作池因以名池号韓人池と有り。是に初めて又論有り。されば此記に、百濟池と有るも、若其地名なるべし。新羅人を役て作りしは、新羅池とこそ号くべきを、百濟池とも云なる故も、書紀に、韓人池と有るに合せて思ふに、百濟国も、殊に親く仕奉りし国なるべし。故に、諸の韓国の中にも、取分て、彼國を韓人と云なるべし。書紀欽明、巻十七年の処に、韓人、大身狹屯倉、高麗人、小身狹屯倉と有て、言、韓人者、百濟也と注し、又一本云、云々、韓人、高麗人云々とあれ、高麗に対て、百濟を、韓人と云へ、然れば、韓人と云と、百濟と云と同意なるべし。故に、韓人、池なるを、百濟池とも云るの、若然らば、初めに名まらるる意を、書紀の如く、諸の韓人にても、韓人にても、此記の如く、新羅人にても、韓人にても、其名を後に百濟のこゝなれば、同じことなるべし。又、韓人を役て作りしを、云なるを取て、百濟池とも云なるを、百濟の地に在りを以て、因て、本れ名を韓人池なるを、百濟池とも云なるべし。何も、右に考へし如くなるべき、此記、書紀との異なるべし。新羅人と有れと、諸韓人と有れとの分て、池を作りしなり。又、此記と書

紀ニ見ヘテ池モ別ニアル。大和志ニ韓人池ヲバ城下郡唐古村ニ在テ今ハ柳田池ト云ヨ記シ[illegible]レド唐古村名ニ拘キテノレ[illegible]ヲ[illegible]ザレバ例ノオボヱカラ。

亦百濟國主照古王。以牡馬壹
ヲクダラノコニキシセウコワウヲモテヒトツ

足牝馬壹足。付阿知吉師以貢
ツメ　ヒトツヲアチキシニツケテタテマツ

上。此阿知吉師者。亦貢上横刀
リキコノアチキシハタチトオホカミトヲ

阿直史等之祖。
アチキノフミビトラガオヤ

及大鏡又科賜百濟國。若有賢
タテマツリキクダラノクニモシサカレビト

人者貢上。故受命以貢上人名
アラバタテマツルトオホセタマフカレミコトヲウケテタテマツレルヒトナハ

和邇吉師。即論語十卷千字文
ワニキシスナハチロムゴトマキセムジモム

一卷幷十一卷。付是人即貢進。
ヒトマキアハセテトヲマリヒトマキヲコノヒトニツケテタテマツリキ

此和爾吉師。
コノワニキシ

者。文首等祖。又貢上手人韓鍛
ハフミノオビトラガオヤタテビトカラカヌチ

名卓素。亦呉服西素二人也。
ナハタクソマタクレハトリサイソフタリヲタテマツリキ

百濟國主國主王許亦伎志とも許伎志とも訓ぎき由
神功皇后段傳此の六十葉は云ふが如し百濟國も彼処より出
多り傳同巻の六十五葉此國王は先祖を續紀四十五百濟遠祖
都慕王者河伯之女感日精而所生るを夫百濟太祖都
慕大王者日神降靈奄扶餘而開國るを以て都慕王を
姓氏録にも処々に見えあり其の和朝臣百濟朝臣百
濟公などは條下に印本ふ
孝慕王と乃添也古本には都慕王とかふぶ名後漢
書に夫餘國云ふ初北夷索離國王出行其侍児於後妊
身王還欲殺之侍児曰前見天上有氣大如雞子来降我
因以有身王囚之後遂生男王令置於豕牢豕以口氣噓
之不死復徙於馬圈馬亦如之王以為神乃聽母收養名
曰東明東明長而善射王忌其猛復欲殺之東明奔走南
至掩淹水以弓擊水魚鼈皆聚浮水上東明乘之得渡因
至夫餘而王之焉と云るさて北史百濟傳に右の後漢

書に載る事を記して云く東明の後有仇台篤於仁
信始て國を東太守公孫度の女を妻之遂に
為東夷強國初に百家濟と云て又後漢書に
高句麗を夫餘別種と云て魏書に高句麗者出
於夫餘自言先祖朱蒙朱蒙母河伯女為夫餘王閉於室
中為日所照引身避之日影又逐而有孕生一卵大如
五升夫餘王棄之與犬犬不食棄之與豕豕又不食云
遂還其母其母以物裹之置於暖處有一男破殼而出及
其長也字之曰朱蒙其俗言朱蒙者善射也云々夫餘之
臣又謀殺之朱蒙母陰知告朱蒙曰云々朱蒙乃與烏引
烏違等二人棄夫餘東南走中道遇一大水欲濟無梁夫
餘人追之甚急朱蒙告水曰我是日子河伯外孫今日逃
走追兵垂及如何得濟於是魚鼈並浮為之成橋朱蒙得
渡云々遂至普述水云々至紇升骨城遂居焉号曰高句
麗云々北史にも如此記せり此朱蒙の故事かの後漢
書の東明の故事に甚だ似て別なる事と聞えず且續紀に河伯女云々とあるも朱
蒙の事に合ふ思ふに都慕と東明と朱蒙と音やや
近き故韓國の音にて殊に近く通ふて実を同人
なるべし梁書に高句麗者其先出自東明とて

東明の事を記して高句麗の祖とせれば朱蒙を混らかしめるの又朱蒙即東明を心得て記せるの何ぞ
濟始祖高温祚王と云れ其子世々を記し以扶餘為氏
といふ始祖元年を漢成帝の鴻嘉三年よりかくて息長
當時とせり垂仁天皇の十二年なり
帶比賣太后御時なり皇朝に帰服して世々殊に親
く忠を奉仕来るは故其國人の参来て皇國に留まり
して姓氏録諸蕃に多く世々れ王の子孫を多く
り其氏に多うし齊明天皇御世六年に新羅と唐と
國を滅さるるに義慈王と云ふ世なり其時義慈王の子豊
璋と禪廣と二人皇國に参入居りしを豊璋を暫國
に還されて云こせる禪廣を皇國に留まるを持統
天皇御世に百濟王と云号を賜ふて其子孫を
を相継て姓に百濟を賜ふて王を附なり許
ふ伎志と訓ふ意富伎美と訓ふ多くい非那比
て右の二人を書紀に余豊璋余禪廣ともあるは余を彼

国王の姓なり又善光と同きの別なれ
か詳なるべけれ禪廣の子昌成其子良虞南典良虞の
子敬福此外も百濟王某と云ふ人世々れ史に多く出
なれども皆此氏人なれ何も官位を賜はりて全く皇
朝諸臣の列なりき此氏今京に至ても有て姓氏録
右京諸蕃に載せり河内国交野郡に此氏の居跡とて
今も有りとぞ其処に百濟寺と云も有り西宮記に百
濟王を交野検校と云なされしこと見えたり
○照古王を師を芭蕉などの例に訓まさ
と出たる韓人の名ども九て皆其ありあるも讀ぶ
まれども今字音のまま世宇古和字と讀ぶ但し
後世の如く音便にまらず假字れまに世も和を二ツれ字も正しく讀ぶ
なり又照字を假字をやうなるも非ぞ書紀神功巻四十六年の処に百
濟背古王と見え四十九年の処に其王肖古と見え五
十五年に百濟背古王薨と見えたる背字を皆肖を写

誤まりおもて此王なり肖と照と音同きなり通はし書添なり さて肖古王を東国通鑑に依れば百濟第六世の王にして其元年を後漢桓帝永康元年にして成務天皇世七年に当り神功皇后の新羅を征賜の年此王れ世四年に当り又欽明卷に百濟聖明王曰昔我先祖速古王貴首王之世安羅加羅卓淳旱岐等云々と云ふも彼大后れ御世の事にて速古王即肖古王なり此を肖と速を彼國音相通ずと書と見ゆ 又速字を道の誤ると思ふ然れども非に姓氏録百濟れ氏々の中にも速古王之後也と云添多し其を一本にを肖古王と云ふ中々に後人れさかしらに改ふれて元を速古王と云添其も速の誤なれば又近速王と云添も同じ其を古字れ脱ると添ふて近肖古王と同人なり添ふ近肖古王の事を次に云 ちて續紀四十に津連真道等上表言真道等が

本系出自百濟國貴須王貴須王者百濟始興第十六世王也夫百濟太祖都慕大王者云々降及近肖古王遥慕聖化始聘貴國是則神功皇后攝政之年也其後輕嶋豐明朝御宇應神天皇云々國主貴須王云々と見ゆ これも肖字を背の誤なれば誤なり さて此を肖古王を近肖古王と云ふも混ぎれなり 近肖古王を別にして其元年を東国通鑑にも依て仁德天皇れ三十四年に当りて遥に後れり さて貴須王を書紀に肖古王れ子にして大后の六十四年に薨を見ゆ 貴首を作れり東国通鑑にも仇首王と云ふ 又姓氏録に近貴首王と云ふも見えあり こゝにも依なり 此王を大后攝政の御世ゆて此御世應神に及ぶなり が如くなれども大后れ御世と云添なども此記にて也 即此天皇應神の御世なれば

違ふこゝなり。されば馬を貢ぎ、阿知吉師を貢ぎ、
どゝ、大后、御世と云ふなどふて、かの五
十五年、肖古王薨と、ありしかれども、然ふ、書紀、十五年、應の神の
処、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、云々とありしかども、此時
彼國阿花王と云ふ世なれば、傳へ異なれあり。書紀云、三年、百
濟国殺辰斯王以謝之、紀角宿祢等、便立阿花為王而帰、時
十六年、百濟阿花王薨、とありしかれば、十五年、阿花王、時
なり。此記、照古王と合ふ、阿花王、肖古王の
曾孫なり。さて東国通鑑などふ、阿花を阿莘と作て、
其元年、晉大元十七年とありしかば、仁德天皇八十年ゝ
ありしかば、其薨、十四年とあり、履中天皇六年
ありしかれば、書紀と百廿年ばかり違ふ。なれども、東国
通鑑などゝ、信ずべきこと多しといふべし。此年代、
彼書れ方なるべし。此、天皇れ御代、書紀、傳へ乱れ、年代違
時なれば、さて阿花の花、字、華なれば、彼国、肖古王貴須王の
誤れなれば、華を誤れるなり。○牡馬、袁麻、

牝馬、貢麻と訓ず。万葉五、美麻御馬なり。書紀、土馬、
驢、などあり。上、連云言あれば、多く宇を略きて、麻と云例なり。○壹疋、比登
都と訓ず。書紀、馬幾匹とあり、皆此例なり。訓、雄畧、
卷ゝ、馬八疋とあり。其哥、宇麼能耶都擬とあり。
即八疋と云ことふやあらむ。詳なるべ。今世、布帛の
數れ疋を、比伎と云、馬ども、類、又獸などの
牽と云ことゝやあらむ。又疋、字れ音の訛れるもの
らむ。けて馬、御國、神代、なりあ物ゝて、書紀欽明、
卷ゝ、百濟れ使人の國ゝ還ふ時、良馬七十疋を、彼國、
賜ふ事ゝ、穿見えあり。今返て彼ゝ貢ぎ、殊
なる良馬、ぞあるべ。○阿知吉師、此名書紀、阿直

岐とあり。又子孫、姓を阿直史と云ふなどに依り、正しく
は阿知伎吉師なるを、同音に重なる故に、一ツ省きて云
ふなるべし。書紀に、阿直岐と云ふ。トギを切りて知と云ふ。
讀ミ誤ル
然れども思ふに非ず。吉師は伎志と讀ぶ。次の和迩吉師も同
じ。然るを延佳本に吉をば上ノ字屬て、師をミと訓ぶを非ず。凡て某師と云ふ例なきことなり。
書紀に吉士某などと某、吉士某などと云ふ名多し。そをまた吉
師とも書く。是なり。此なりと新羅國の官、十七等の中の第
十四を吉士と云ふ。漢籍北史に見えあれば、皇國にて
も其を取て、藩人の品に用ひらるるなりと見えたり。繼躰
卷に吉士老、敏達卷に吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語
彦などの安康卷に難波吉士日香蚊、雄略卷に日鷹吉士
堅磐固安錢、難波吉士赤目子などの所に卷くに多く見
えたり。其居地を以て某吉士と云ふなり。さて後に
は其やがて姓とせるなりと見ゆ。也、凡て此吉士と云者は事を記せるを考ふに、或は韓國に
遣はす使、或は韓人の朝するを接待ふ事なり。凡て藩國
の事に仕奉るなり。是を以て思ふに、そもそも韓國にて帰化居
ふ者を此品にして賜ふて、子孫を其職を継ぐと見ゆ。
此阿知吉師、和迩吉師も、其類なり。但し、此人、書紀に
ふを思ふに、此御世にそいまだ吉士と云ふを見えざ
るを、やがて後に、かの吉士と云ふ名のなりにて、此人
人をもて吉師と語に傳へふるなるべし。此時
に新羅の官名を取用ひらるることなどなるべ

ゆゑ事多かりしれど此ゐい書紀云十五年秋八月
かゞあるべしゝ今決べがゝ
百濟王遣阿直岐貢良馬二匹即養於輕坂上厩因以阿
直岐令掌飼故号其養馬之處曰厩坂也阿直岐亦能讀
經典即太子菟道稚郎子師焉此阿直岐と直支王とを
なり直支王を八年細書る百濟記云阿花王云く遣王
子直支于天朝以脩先王之好也十六年百濟阿花王薨
天皇召直支王謂之曰汝返於国以嗣位仍云く二十五
年百濟直支王薨と云ふ八年なり十六年なゞ皇朝よ
参来居あり と見ゆる趣なり東国通鑑よ阿莘王薨太
子腆支質倭国云ふ倭主以兵百人衛送腆支云ふ国人
迎立為王と云ふこの腆支を直支なも云ふなり彼国
は三国史記は見えさ事倭主云く事も書紀と合ふ
さて直支を書紀よと假字を附なり腆支と直史
と音相近し又支を の音なり集韻り祇の音をも注
しあれど其なゞ地名はときの ふこゝあ常れ
音よ非ず又此間あて きの假字り用ふを伎字の偏を

省ふの ふ別なり直支王を大なり右の如くなを
を繁阿直岐と此と一つよ混ふ非ず或を腆を
紀しと訓字なる故よ此方なを阿直岐と書なゞ云
も ふなを形なさて又東國通鑑りを の腆支王の
元年を晋義熙元年とゆを繁履中天皇の六年よ當
て書紀と年代大く違ふなれ繁上なも云ふ如く書
紀を傳の乱なて阿花王直支王を此御代なり非ず後の
御代のなを おなしなれ繁阿直岐と直支王なを別
人なふなを
○阿直史を阿知伎能布美毘登と讀ふ
直字を書を繁濁音ふてもなるむう今を阿知吉師の
名よ依て知を清音なを世なり又史を淡海公の名
なゞ不比等なも書を繁美阿直を姓なり祖名よ依を
を省て布比登なも訓ふ
ふなを史を書人れ意ふ尸なり此外なも船史
壹伎史楊候史なゞ形ふ姓氏録諸蕃よ史計尸の氏
多しなて書紀なも阿直岐者阿直岐史之始祖也と見

元天武巻ニ十二年冬十月阿直史賜姓曰連姓氏録ニ
安勅連百濟國魯王之後也續後紀三ニ阿直史福吉同
姓核公等三人賜姓清根宿禰核公之先百濟國人也○
亦貢上横刀及大鏡ヲ阿知吉師ニ附テ奉ル非ル異
時ニ事ナリ亦ト云フ其意ナリ さて横刀も鏡も皇國
ニ有物ナレバ貢ル必尋常ナラズ免ゲラレ難キ
ニ左様物ナレバ 鏡ハ大ト云ヘル殊ニ大キニ 此事
書紀ニ神功巻ニ五十二年秋九月久底等従千熊長
彦詣之則献七枝刀一口七子鏡一面及種々重宝云々
と云リ七子鏡漢籍ニも見ヘタリ周ニ七ツ刻子ヲ
以テ俗ニ九曜紋と云物の如き狀ニ有鏡ニ

やはらむ かの大后攝政の御世と云ふ 即此天皇の御世を
ヲ繼 此ニ記せると御代違ヲ非ル○百濟國ニ科
賜ヲ係ル 若有賢人者ヲ係ル科ヲ仰ケリ○賢人ヲ佐
加志毘登と訓ル 書紀ニ賢人賢哲賢良明哲君子
ヲ ど 然訓ヲ 上巻八千矛神御哥ニ佐加志賣書紀仁徳
巻ニ賢遺此云左河之能苫里ヲ ど見ル 又さかしき
ぎひとと も訓ル 万葉三ニ古之七賢人等毛○和迩吉師ヲ真福
寺本延佳本ニ吉字無 但真福寺本ニ次ニ
細書の処ニ此字ヲ ヲ誤て脱せれ
ヲの ヲ 然ヲ延佳本ニ上の阿知吉師を書紀ニ阿
直岐と ヲ依て吉を ヲ上ニ屬て師を一字離て
ぶ ぶ と訓ヲ准て此を も同く然訓ヲ
ニ さらしらニ吉字を ヲ削 ヲ 今ヲ多く

の本及書紀釋日引添りしも書紀に十五年云々於是天皇
皆吉師と訓れり依也
問阿直岐曰如勝汝博士亦有耶對曰有王仁者是秀也
時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟仍徵王仁也十六
年春二月王仁來之則太子菟道雅郎子師之習諸典籍
於王仁莫不通達王仁也續紀に其祖父を王狗と訓り
和迩と訓れと照して然るに此記に
の字に引かれ字音續紀
四十一文忌寸最弟武生連真象等言云有勅責其本系
最弟等言漢高帝之後曰鸞鸞之後王狗轉至百濟久素
王時聖朝遣使徵召文人久素王即以狗孫王仁貢焉云
云久素王也即貴須王なれば古語拾遺に至於輕嶋豐明朝百濟王

貢博士王仁云云至於後磐余稚櫻朝三韓貢献奕世無絶
齋藏之傍更建内藏分收官物仍令阿知使主與百濟博
士王仁記其出納始更定藏部應神天皇十六年なり雄
櫻朝元年なれば百十餘
年を經たる王仁其御世なれば存ぜらるべき甚く長壽
くやうりまむ疑はし若しくは王仁が子孫と云を傳
誤まれるか さて河内志に王仁墓在河内國交
野郡藤坂村東北御墓谷今称於尓墓と云
千字文論語を添ることなれども千字文を此時に貢
ることと云ことを心得べし此御代にころ未此書世間に
傳はれざる由なるべし 集註千字文序云
州城大夫鍾繇造得此文上天子帝愛不離其手晉被宋
文帝遂移向丹陽避難其千字文在車中路逢雨車漏濕
千字文行至丹陽藏書篋中晉治天下得十五帝共一百
五十年宋文皇帝劉裕兼位治天下閑晉帝書庫中見此

千字文、而乱損失、其次第、使右将軍王羲之次韻、不得、宋帝治天下九六十年、齊兼位治丹陽、亦無人次韻、得千字文、齊七帝治三十年、梁武帝兼位乃命周興嗣次韻、得千字文と云り。此集註は、梁の李暹と云人の作なるなり。抑かの晋武帝と云は、応神天皇と同時にあたれり。此時既に千字文成れることしるべし。いはゆる世にひろまらず。其後次第乱て損じて、読がたかりしを、遥に後、梁武帝の時に至りて、ぞ韻を次て全くはなりぬる也。此世に広まりて、百済国までにも伝はりけるにや。又其後のことなるべしや。梁武帝は、武烈天皇より欽明天皇の御世までにあたりぬり。或説に、秦商鞅が千字文と云物ありて、此御世に渡来れる物は其なりとも云れど、非なり。何にても此物はあれども、其は非ず。かの鍾繇が作といはれし此ものにて、即今此千字文を云なりけり。なほ実には遥に後に渡参来るものなりけれども、其書重く用ひられて、殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世にも応神天皇の御世に和迩吉師が持参来し物よりに、語伝へるものなりけり。古へより世に重く用ひられしことは、三代実録廿七日貞観十七年夏四月廿三日、皇太子始読千字文、従五位上守右少辨兼行東宮学士橘朝臣広相侍読、親王公卿畢会、宴飲極歓而罷、五位已上并侍陣頭六位、賜禄各有差、後ちは皇太子の御読書まれる如くなりしを、古へ、始は必孝経と云書に定はさしも非りしこと、宇都保の物語楼上巻に、大臣此君にも千字文なむ奉り給ひしかば、やがて一日のうちにうかべ賜ふ。栄華物語玉の台巻に、又或僧坊を見れば、童べなどのあまたあるをのぞけば、千字文を誦しなりけむ、孝経をよむなどいひて、以知べし。故に皇朝に

漢籍の渡参来て、文字のはじめ此時ぞ始なりける。其由傳首巻云へるが如し。日本紀竟宴哥よ。王仁を橘直幹和多津見野千倍野四羅奈身古江天沽曽八嶋乃國ゝ布箕波都太和礼也もゝ此時は事書紀にも只太子習諸典籍於王仁とのみありて、書籍を貢ぎ事の見えざるを、彼紀は凡て甚く漢ぶりを飾撰まゝあるを、ぶ文字書籍を神武天皇の御世にも既くより有りしなりと記されあるまゝ、上代より文籍なりしと云ふを忌隠して、此御代より始て渡来し事を、又或人東國通鑑に依て、百濟國ゝ仁徳天皇六十二年より始て書籍を貢きたりと云ふ。其國より先より書籍を貢きたりと云ふ。いかゞと疑ふ。中ゝ皇朝に此時より書籍を貢ぎたりと云ふ。百濟より既に有りしと著し。然るに誤り多きかの東國通鑑を、ぶ疑はずして、返て此事を疑ふ。例の漢沢也。○續紀四十津連真道等本系出自百濟國貴須王云ゝ。輕嶋豐明朝御宇應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟搜聘有識者國主貴須王恭奏使、旨擇採宗族遣其孫辰孫王、一名智宗王隨使入朝。天皇嘉焉特加寵命以為皇太子之師。矣於是始傳書籍大闡儒風文教之興誠在於此云ゝ。從此而別始為三姓各因所職以命氏焉。葛井船津連等即是也云ゝ。伏望改換連姓蒙賜朝臣勅因居賜姓菅野朝臣。ゝれ和迩吉師の事と同ゝて別なり。辰孫王も和迩と同時ゝ同列ゝ参来ゝるゝ此記書紀なりゝ其傳ゝるゝ漏ゝ。世孫貴須王也。葛井宿祢菅野朝臣出自百濟國都慕王十臣菅野朝臣同祖云ゝ。船連菅野朝臣同祖云ゝ。津朝貢進の即字も以の誤ゝ。○此和爾吉師爾字一本ゝ邇と作ゝ此ゝ邇ゝ爾と邇ゝ全同じゝ用ゝ例ゝ。又延佳本ゝ吉字無ゝ。其由ゝ上ゝ云ゝ。諸本皆ゝ。○文首布美能意毘登と訓ゝ。ゝ書紀ゝ所謂王仁者是書首等之始祖也。古語拾遺ゝ博士王仁是河内文首始祖也ゝ見えて氏人

を書紀雄畧巻に河内國古市郡人書首加龍齊明巻に
河内書首名天武巻に書首根麻呂なゞ見え同巻十二
年九月文首賜姓曰連十四年六月書連賜姓曰忌寸續
紀四十文忌寸最弟等上表に文忌寸等元有二家東文
称直西文号首相比行事其来遠焉今東文挙家既登宿
祢西文漏恩猶沉忌寸云々於是最弟及真象等八人賜姓
宿祢姓氏録左京諸蕃漢文宿祢出漢高皇帝之後鸞王也
文忌寸文宿祢同祖宇尓古首之後也さて此氏は西
ぐを多し其を了び此氏の外に別に漢直と云氏あり
て其後和迩の後に非び漢直氏にて
戸を直にて姓氏録に文忌寸坂上大宿祢同祖都賀直
之後也と記て其氏人もこれを見えあり首直

と餘とを辨ふ戸を以て辨ふ居て故に倭文直と云此和迩の後なるを河内
文首と云て右に引る續紀に東文と倭文
直なり西文と倭文首ふて東西と即やて
かふちと訓て学令に東西史部と倭て義解に
居在皇城左右故曰東西也と倭て但此注を了ぬ
は皇城の左右を拘ら河内を西倭を東なる故
に東西と云なりたる皇城の左に居て倭国なる
を東と云はやさて天武天皇の御世に至て文首
を文直も共に連ふなる又忌寸なれ
紀三に左京人文忌寸歳主同姓三雄等賜姓浄野宿祢
河内国人文忌寸継立歳主三雄継立
等の先百濟国人也と倭て継立を河内人と倭
西文に倭く歳主等も一に挙あれ西文形倭て
倭て文氏は先を漢国人なれども百濟を経て倭れ
国人と云倭神祇令に六月十二月晦日大祓東西文部
も倭ぬ倭神祇令に六月十二月晦日大祓東西文部
上祓刀讀祓詞義解に東漢文直西漢文首祝詞式大祓

詞終ノ東文忌寸部献横刀時呪西文部准之此文部の刀を奉る
祓詞を讀儀を四時祭式に見えたるその祓詞と云を
式の大祓詞れ未よ載あれ謹請皇天云々れ文りて義
解よ謂文部漢音可讀者とりて さて此氏人の如此解
を献る詞を讀こゝを其本國の傳へ事なれば書きを何を
れ御代なりの雜用始を賜ひけむ さて此文部とあ
ふを フヽトヘと訓を非なり ハヽ。ヘと訓ばきを史
部なる 別なり 其を学令なる 東西史部とりて 義解り
前代以来 変世継業或為史官 或為博士 因て以賜姓 総謂
之史也 とあるて 此を某史と云アれ氏 くの倭河内り
居者を云る 文首文直れ事なを非ば 思混ふばきふる
さる又右の神祇令の義解よ 東漢文直 西漢文首とりて
ふ漢を共り漢國人れ末の氏なふ故り云る 凡て漢國
なる来あふを 漢某と云る 然ふり又別ふ漢直と云氏
もりの 書直縣 孝徳紀よ 倭漢 書直麻呂 など云人見えあれ
書直縣 孝徳紀よ 倭漢 書直麻呂 など云人見えあれ
を 倭文直を 漢直より 別を ふ氏なふを以て 漢
と云ふなり 義解よ云ふ意と異なり りて又文字 阿夜
や訓 故り かの漢直と紛 て 文首文直の文を アヤ

と訓ふ なれ 凡て此文首氏のこと を 右
れ如く 種々 混乱 やきこと ぐを 誤
ふ 然 ふて 和迩吉師の後を 姓氏録り 文宿祢 などの外
あも 武生宿祢 櫻野 首 栗栖 首 古志連 など ふる 皆文首
より 別を ふ ○ 手人を 諸本並人手と作 ども
其を下上よ写誤を ふこと 決け を 今改 師を人手と作
ふて よて 豆毘登と訓 を かど て を を人手を書
書 ふき由 を なく 又 ふ書 ふを 此記の例り非ば書
紀雄畧巻よ 吉備臣弟君 還自百濟 献漢手人部 衣縫部
宍人部 て 百濟所献手末才伎 て も 西漢才伎 て 百
濟所献今来才伎 仁賢巻り 遣日鷹吉士 使高麗 召巧手
者 て 日鷹吉士 還自高麗 献工匠 須流枳奴流枳等 今

倭國山辺郡額田村熟皮高麗是其後也なども見ゆ職員令内藏寮下に典履二人掌縫作靴履鞍具乃檢校百濟手部百濟手部十人掌雜縫作事大藏省下にもかく見えあれ共事字も革れ誤う又手部も豆毘登も訓ぶし手人も諸の物作源工を云称なり今俗の職人と云物なり内藏寮式に雜作手造御櫛手二人夾纈手二人臈纈手二人暈繝手二人造油絶手二人織席手一人ものぶ染手五人なども見ゆ手も手人れ意なり さて此も韓鍛冶と呉服とを指ていまし○韓鍛鍛も加奴知と訓ぶし上卷傳八の廿四葉に見ゆ今加遲と云も加奴知を訛れなり

さて韓國れ鍛冶の渡参来てよりは皇國に元ものぶれを倭鍛と云て分て是倭鍛部書紀綏靖卷に見えも後より云源称なり さて皇國のと韓國れとも鍛の法異なることあるやまた彼國なども諸器物なども殊に巧なる造れを以て召あれもいかにも後に倭韓と分ものぶ事なり異なる事ぶ何もの流なるのあるべし刀鍛なども法もとより倭鍛の流なるべれば今世の鍛冶も何もの流なるのあるべし刀

百嶋云丹波國韓鍛冶首法麻呂云播磨國韓鍛冶百依紀伊國韓鍛冶杭田云等合七十一戸雜姓渉雜工而尋要本源元来不預雜戸之色因除其号並従公戸廿九に讃岐國寒川郡人韓鐵師毘登毛人韓鐵師部牛養等一百廿七人賜姓坂本臣四十に播磨國美囊郡大領韓鍛

首廣冨云く。○呉服を久礼波登理と訓ふ。波登理を機織の約りあれども。登を濁り。波登理を服と誤れり。呉國は服織人なり。はたをり。の字を畧けり。服部の部の字書なり。服部は織人なり。はたをり。

はたて此事書紀に。三十七年春二月遣阿知使主都加使主於呉令求縫工女。爰阿知使主等渡高麗國欲達于呉。則至高麗。更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久礼波久礼志二人為導者。由是得通呉。呉王於是與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女。四十一年春二月阿知使主等自呉至筑紫。時胸形大神乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫國御使君之祖也。既而率三婦女以至津國。及于武庫。而天皇崩之不及。即献于大鷦鷯尊。是女人等之後今呉衣縫蚊屋衣縫是也。と云へれども。此は雄畧天皇の御世の事なるに。混乱なり。

同雄畧卷。十二年夏四月。身狹村主青與檜隈民使博德出使于呉。十四年春正月。身狹村主青等。共呉國使。將呉所献手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等。浪於住吉津云々。以衣縫兄媛奉大三輪神。以弟媛為漢衣縫部也。漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也と云へり。事は痛く似あれを思ふ。將来なり。四人は名称全同じく。兄媛を神に奉ると云へり。事も同きまや。されば呉國に行て。此手人等を將来なり。右の雄畧天皇は御世の事なるを。此應神天皇の御世に。百濟より貢ぎ服部の事なり。傳誤なるべし。さまざまかの久礼波久礼志の導せしと云へり。雄畧の御世は時代のことなれば。凡て呉國と通ふ初なり。彼御世とこそ云へば。仁德天皇は五十八年に呉國朝貢と云へり。おなじく雄畧天皇のこと。呉を既に滅ぼ後なれども。三韓をとりて。云へり。さて其地を呉と云へり。

又書紀ニ呉織(クレハトリ)漢織(アヤハトリ)とて、此を二人うせしまうしたるも誤なり。実は一人にて、漢織とも云ふ。即呉織のことなり。其故は、漢と呉とは分し云ふ。然るに彼三國の時魏の有(タモ)てりし地を云ふ。呉とは江南の地を云ふ。然るに皇國にては呉をも合せて一つに漢と云ふこと多し。書紀に呉國人の後裔なりとも、漢某と云ふ。姓氏録諸蕃にも、漢れ内に呉を繋ぐ呉織を、或は漢織と云しを、二つと心得て、別に挙らるるかの雄略巻に、以弟媛為漢衣縫部と云ふ。弟媛は呉より来たるを、漢と云ふ。是も此記に、漢服と云は、無きぞ。此処は、此記に、百濟より貢ぎたりと云ふ。正しかるべし。

扨、正き傳なりとして、然るに呉服とも云ふこと、後に雄略御世に、始て呉國より参る服織(ハタオリ)なれば、らしくて、をてはやされたるに、其名高くなりて、遂に異國(アダシクニ)の服織(ハタオリ)を、凡て呉服織(クレハトリ)と云なしたるか、

ら、此御世に百濟より貢ぎたりしも、後に称を以て呉服と云ふ。

語傳に、呉服と云ふなる。今世に、呉服と云称の、の残りたれども、此称の呉國の名を限らず、紅色なれば、又呉藍と云ふ。必しも、て、うつろふなると云ふ。准思ふに、さて書紀に、此呉服を呉國より来たれ如く記されたれども、呉と云称に因て、の雄略御世の、部の、呉服を、呉女と、ありしも、呉服を、此記に名、西素と、ありしを、聞えたれ、そのうつ、宍織を、即漢織にて、其を即呉服にて、なるべし。四人とせしも、違ふ。さて呉を、久礼と云ふ。かの久礼波久礼志が、導せし國なるに、故に、又呉國に、導せしを以て、彼二人の名を負ふ、本末知らず。或人は、久礼を呉、字に音れ、轉ぜたりと云ふ。其を例に強説なり。

○二人を、卓素と西素とは、さて百濟より貢ぎたりと、此にてか

又秦造之祖漢直之祖。及知釀酒人名仁番亦名須須許理等。

參渡來也。

秦造之祖秦は波陀と訓。此祖弓月君なり。書紀に十四年是歲弓月君自百濟來帰因以奏之曰臣領己國之人夫百二十縣而帰化。然因新羅人之拒。皆留加羅國。爰遣葛城襲津彦而召弓月君之人夫於加羅。然經三年而襲津彦不來焉。十六年八月遣平群木菟宿禰。的戸田宿禰於加羅。仍授精兵。詔之曰。襲津彦久之不還。必由新羅人拒而滯之。汝等急往之擊新羅。披其道路。於是木菟宿禰等進精兵。莅于新羅之境。新羅王愕之服其罪。乃率弓月君之人夫。與襲津彦共來焉。こゝに弓月君は秦造の始祖也と云こゝに見えたれども。無きなり。漏あれなり。古語拾遺。此御世。段々秦公祖弓月率百廿七縣民而帰化矣。姓氏録左京諸蕃漢。太秦公宿禰。秦始皇帝三世孫孝武王之後也。男功滿王。仲哀八年來朝。男融通王。一云弓月王。應神天皇十四年來朝。率二十七縣百姓帰化。献金銀玉帛等物。仁德天皇御世云々。此次文章下引傳。さて此

と秦始皇三世孫孝武王と云て弓月を其孫とす然るに
ども弓月は始皇の五世孫なり此外の氏れ條なども
五世孫と云ふあり然るに秦始皇の終れ年を孝元天
皇五年とのべて應神天皇元年を併四百八十年な
れば時代合へば若し孝武王を十三世孫とすれば
脱ちがあるべし弓月は十五世孫なり一ツに秦忌寸條に始皇
帝十四世孫尊義王之後也と云ひ尊義王を功満王の
兄弟なり此世数ぞ年数に叶はずして又功満王伴衰天
皇御世来朝と云ふを傳の誤なれば也さて弓月王と
云ひ凡て漢韓人を其王に
上り百字に脱ちがあるべし
こと新井氏云三韓の中に辰韓を秦の亡人苦役
を避て来て韓國に逗まれを馬韓其東界に地を割
ひ為たるなり故に秦韓と云ひ其地北方濊貊と相
接に是て始秦始皇三十二年蒙恬を遣て兵三十万人
を發して長城を築かしむ此五年太子扶蘇を以て蒙
恬の軍を上郡に監せしむ此七年始皇崩宦者趙高乱
を起し胡亥を立て扶蘇に死を賜ふと云ひ然るに

我國に秦氏始皇三世孝武王の後なりと云ふ依て扶
蘇死せざるを知て逃れて遼を度て来るなるべし又
子孫なりて其乱を避て遂に濊貊の地に君なりしを孝
武王と云へるなり
武王と云へるなり
さてかの長城に卒の扶蘇父子に間
從ひ来れる者ども馬韓東界に地を得て舊君に服屬
せり功満融通の時に隣敵の為に國を亡ぼして百
濟に屬し遂に國人を率て我國に来れり晉大康
の後辰韓に朝貢絶ありと云ふも秦氏我國に来れ
時と合へり又山城國諸蕃漢秦忌寸太秦公宿祢同祖秦始皇帝之後
也物智王弓月王誉田天皇謚應神十四年来朝上表更
帰國率百二十七縣猶姓帰化并献金銀玉帛種々宝物
等天皇嘉之賜大和朝津間腋上地居之焉男真德王次
普洞王古記曰云々此次に文を下に引ふ物智王を
浦東君と云々功萬王を写誤ると云ふ非なり猶
字を百を誤ると云ふ新井氏云百二十七縣に百
字を猶に誤なり又功満王を猶王と云ふなり功満

融通をもて濊狛の君とせりかくて書紀雄畧巻ノ
三むと云ふこれ説いうべ

十二年秦酒君云々十五年秦民分散臣連等各隨欲駈
使勿委秦造由是秦造酒甚以為憂而仕於天皇天皇愛
寵之詔聚秦民賜於秦酒公公仍領率百八十種勝部奉
献庸調絹縑充積朝庭因賜姓曰禹豆麻佐一云禹豆母
積之貌也と云ふ秦民と云ふ弓月君ゐ率て来ゐ百廿
七縣の民なり仕字を白なるべき誤う又此字の上う文
脱ゐ秦酒公を姓氏録うなほ処く見ゆ賜姓を賜
号とこそ云ふべけれ禹豆麻佐を姓氏録うを非ず此後も
姓を秦なる秦なるはやさて此号れ意禹豆を今言うを
物を多く積ゐれ貢なるを宇豆高と云ふ合て万葉
十五ノ名ホ於布奈流門能宇頭之保ホと云ふも高き
潮ときこゆ母利と云ふも盛又森なるれ意と同く通
ゐて南西麻佐を即百八十種勝部と云ふ勝を勝
姓氏録諸蕃ノ勝と云姓も又上勝不破勝英田勝

なるべ尸ゐ云ふて即秦勝と云ふも是らかか知
と訓を誤りて麻佐と訓ふきり其を韓國うて一種
れ号うを此方うて勝字を用ふを麻佐
流と云訓を取ゐれ借字なれ法きて禹豆麻佐う太
秦れ字を書を何時
なりれとなむ右れ姓氏録太秦公宿禰條う云々

仁徳天皇御世以百二十七縣秦氏分置諸郡即使養蚕
織絹貢之天皇詔曰秦王所献絲綿絹帛朕服用柔軟温
煖肌膚賜姓波多公秦公酒雄畧天皇御世絲綿絹帛委
積如岳天皇嘉之賜号曰禹都萬佐秦氏の氏字ゐ民れ
誤なれ佐秦王を
融通王を詔ふ原なる肌膚賜姓波多の六字印本うち
如次登召志と云れを誤字と見えて解が今を古
写本う依を此写本も此を私う改を法ふれ疑
を云ふも必ずしもあ法を処なるさて温煖肌
膚云ふを古語拾遺うも所貢絹綿軟於肌膚故訓秦字
謂之波陀と云ふを若これの義なる温或を軟の

言を取て之名く波陀と云言を取る由なり
新井氏も此説を信じて波陀を韓國の語なりと云
古語拾遺右に如ぐ又は今俗猶然り所謂秦機織之縁也矣と云こゝも見ゆ又
秦忌寸條に云ゝ男真德王次普洞王古記曰浦東君大鵠鶏天
皇謚仁德御世賜姓曰波陀今秦字之訓也次雲師王次
武良王普洞王男秦公酒大泊瀬稚武天皇謚雄略御世
爾普洞王時秦氏總被劫畧今見在者十不存一請遣勅
使檢括招集天皇遣使小子部雷率大隅阿多隼人等搜
括鳩集得秦氏九十二部一萬八千六百七十人遂賜於
酒爰率秦氏養蚕織絹盛籠詣闕貢進如丘如山積畜朝
庭天皇嘉之特降寵命賜号曰禹都萬佐是盈積有利益

之義役諸秦氏搆八丈大藏於宮側納其貢物故名其地
曰長谷朝倉宮是時始置大藏官負人酒為長官秦氏等
一祖子孫或就居任或依行事別為數腹天平二十年在
京畿者咸改賜伊美吉姓也仁德御世云々此事書紀見之矣其四十一年四
十三年の処に百濟王之孫酒君なりと秦酒君は紛
の誤なり考又禹豆麻佐の意に見あり秦民
と云麻佐を益の意に有利益之義
に隨積埋益也と云ふ殊に俗説なり古語拾遺
拾遺にも見えあり此といきゝか異なる又欽明紀に
秦大津父と云人を拜大蔵省と見え召集秦人漢人等
諸蕃投化者安置國郡編貫戸籍秦人戸数惣七千五十
三戸以大蔵椋為秦伴造と云ふ此大蔵椋を秦氏
秦大津父を伴造と云ふ其部は長なり
これかゝる見えず書紀推古巻に秦造河勝云ゝ因以

造蜂岡寺。此寺同巻に。葛野秦寺とも云り。山城國葛野郡太秦村に在り。太秦。又河勝が事。種々の説あれども。佛徒の云出る例の妄説なり。さて山城國葛野郡本居なり。皇極巻に葛野秦造河勝。同巻哥に。此河勝がことを禹都麻佐と云ことも見えたり。續後紀五に。山城國人秦宿祢氏継。改本居貫附四條三坊。天武巻。十二年九月。秦造賜姓曰連。十四年六月。秦連賜姓曰忌寸。持統巻。十年五月。秦造綱手賜姓為忌寸。續紀八に。秦朝元賜忌寸姓。印本に。朝字下に臣字あれど衍なり。秦朝元。十一巻。又懐風藻にも見ゆ。十四に。詔授造宮録正八位下秦下嶋麻呂従四位下。賜太秦公之名。并云云。以築大宮垣也。宇豆麻佐を賜へり。此にも名と云。姓氏録にも号とあるを以て。姓にはあらず

とを知べし。然るに姓氏録に。太秦公宿祢と標されたるは。何の御代に姓にも賜りけむ。さて秦下と云るも下は。忌寸の誤なり。三代実録七に。山城國葛野郡人秦忌寸春風。秦忌寸諸長等三人。賜姓時原宿祢。其先秦始皇之後也。四十四に。左京人秦宿祢永原。秦公直宗。山城國葛野郡人秦忌寸永宗。右京人秦忌寸越雄。左京人秦公直本等男女十九人。賜姓惟宗朝臣。永原等自言。秦始皇十二世孫。功満王子。融通王之苗裔也云云。率百二十七縣人民。誉田天皇十四年歳次癸卯。是焉内属也。此氏の宿祢になりしことも見えざれば。續後紀承和三年。処に。宿祢と云るは何なり。其より前にあるは誤れるなるべし。○漢直之祖。漢直阿夜と訓べし。凡て漢を阿夜と云ことは。いかなる由にかあらむ。詳ならず。漢織を書紀に。穴織とあるを以て思ふに

婦阿那と云ふ同く此も阿夜と歎く声より出あれう。
新井氏を漢字音を訛まる如く云まるも信らまじ。
此祖を阿智使主及其子都加使主なり。書紀に二十年
秋九月倭漢直祖阿知使主其子都加使主並率己之黨
類十七縣而来帰焉と云れ是なり。倭と云ふ河内漢直
てなり。河内漢直も云れ故に其に分
の事下に云ふ。然るに若櫻宮段に初に倭漢直之祖
阿知直書紀にも其処に漢直祖阿知使主云くと見え。
又雄略巻清寧巻に東漢直掬見えあるを疑はし。
應神天皇廿年に履中天皇御世に初て百十餘
年を経れ阿知使主甚く長壽なりしかや又此二
十年に清寧天皇御世に百九十餘年なれ故思
都加使主存在ふき非ず掬は則都加なり。
に此父子が来帰しを仁德天皇御世に末の事なりけ

むが其時都加使主は紛紜して此らも應神御世と誤傳
いと幼きうを者は紛紜して此らも應神御世と誤傳
ありしを此九て此御世に異國より来
来帰を依るも混て此御世と傳て依るの雄
略御世に参りし故に仁德御世に
依類なを思
合ひ侍し。さて此氏の事書紀雄略巻に十六年冬十
月詔聚漢部定其伴造者賜姓曰直一本云賜漢使主等
賜姓曰直賜字二つ付れを衍りを非ず上
明巻に東漢氏直糠児氏字を崇峻巻に東漢直駒東漢
直福因東漢直縣孝德巻に倭漢直比羅夫天武巻に六年
六月詔東漢直等に云く十一年五月倭漢直等に賜姓曰連十四年六
月倭漢連河内漢連に賜姓曰忌寸河内漢連に十二年九
月河内漢直に賜姓曰連

と阿多是なり。推古巻よ。河内漢直贄と云人見ゆ。そも
其も此氏の先祖を誰なりしむ。未考ず。若此も共に阿
知使主れ後なり。然此記るも書紀よりも阿知使主を倭
漢直祖とかれを混らはし。倭と云を河内を麻呂其後
に非ざること聞ゆ。然なり。若くは河内形れは郷人
の後なるべし。姓氏録河内諸蕃よ火
撫直。後漢霊帝四世孫阿知使主之後也と云り。續紀世八に坂上大忌寸苅田
麻呂等上表言臣等本是後漢霊帝之曾孫阿智王之後
漢祚遷魏阿智王因神牛教出行帶方忽得宝帶瑞其像
似宮城受建國邑育其人庶後召父兄告曰吾聞東國有
聖主何不帰従乎若久居此處恐取覆滅即携女弟迂興
德及七姓氏帰化来朝是則誉田天皇治天下之御世也
於是阿智王奏請曰臣舊居在於帶方人民男女皆有才

藝近者寓於百濟高麗之間心懐猶豫未知去就伏願天
恩遣使追召之乃勅遣臣公腹氏分頭發遣其人男女挙
落隨使盡来永為公民積年累代以至于今今在諸國漢
人亦是其後也臣苅田麻呂等失先祖之王族蒙下人之
卑姓望請改忌寸蒙賜宿祢姓云詔許之坂上内藏平田
大蔵文調文部谷民佐太山口等忌寸十姓一十六人賜
姓宿祢十姓と阿多そ十一姓の一字脱されたるべし
欽明巻に東漢坂上直子麻呂推古巻よ倭漢坂上直天
武巻よ坂上直國麻呂坂上直熊毛坂上直老などに見え
て此も漢直れ内なれ故よ天武天皇十四年に忌寸よ
なれ添内なるかくて續紀世五よ坂上忌寸苅田麻呂
賜姓坂上大忌寸さて今宿祢に成られ添なり此苅田麻
呂れ流をば大宿祢と云に大忌寸の大をやぶて宿祢

[illegible]の処より云る倭漢文直と云氏りて皇極紀孝徳紀に其人見えざるさて天武御世より倭漢直の連より忌寸[illegible]れ除時此文直も其内にて連より忌寸より[illegible]除れり[illegible]和此氏の支上の文首れ処に見えざる考合[illegible]内蔵宿祢平田宿祢文忌寸谷宿祢佐太宿祢山口宿祢[illegible]皆姓氏録に見えて坂上大宿祢同祖と[illegible]調連民首[illegible]共に百濟國努理使主之後也と見え大蔵氏も見えず姓氏録右京諸蕃漢に坂上大宿祢出自後漢霊帝男延王也續後紀七に坂上忌寸豊雄改忌寸賜宿祢續紀卅二に坂上大忌寸苅田麻呂等言以檜前忌寸任大和國高市郡司元由者先祖阿智使主輕嶋豊明宮駅宇天皇御世率十七縣人夫帰化詔賜高市郡檜前村而居焉高市郡内者檜前忌寸及十七縣人夫満地而居他姓者十而一二焉云々

姓氏録に檜前忌寸坂上大州七に倭漢忌寸木津吉人宿祢同祖阿智王之後也等八人言吉人等是阿智使主之後也云除倭漢二字為木津忌寸許之姓氏録に木津忌寸後漢霊帝三世孫阿智使主之後也續後紀一に山田造古嗣大蔵忌寸横佩内蔵忌寸秀嗣等並賜宿祢姓就中横佩秀嗣之先出自後漢霊帝曾孫阿智王泊瀬田天皇駅寓之年帰化者也三代実録六に大蔵伊美吉廣勝賜姓宿祢後漢孝霊皇帝四代孫阿智使主後與坂上大宿祢同祖也坂上伊美吉能文坂上伊美吉斯文等九人賜姓坂上宿祢後漢孝霊皇帝四代孫阿智使主之裔與坂上大宿祢同祖也[illegible]見ゆ[illegible]姓氏録に

此同祖の氏く彼此ありて醫の名高き丹波氏も坂上氏より出たり。○知醸酒とて世は勝れて善醸を云ふ亦て知り巧手なるは上巻下巻に上手形ふこと知と云ふ例なり。○仁番を亦冨と讀ぶ上れ照古卓素西素などの例に此も字音のまま二ポポ讀ふまま九てこの韻を正しかりしかふ声なれを以て古より省く例多きを是を殊に二重なて聞苦しきまばば韻をばば省きてなるべきなり其より讀まれど此字も番字も記中にポの假字に用ふ附表反なれば呉音ポこなり。○須く許理此人の事書紀にも其餘の古書にも見えず但姓氏録酒部公條に云く大鵠鶏天皇御代従韓國参来人兄曽く保利弟曽く保利二人天皇勅有何才皆有造酒之才令造御酒云く此文の事傳北六の北四葉に委云り考合ふべしと云ふ曽く保利と同人れ如聞ゆれを須くと曽くと通ふ許と保と横に通ふ。仁德天皇御代と云ふ傳の異なふ明ふ又字鏡に酬須く保利と云ふ其義詳なるべし又同書に酬醬也醉怒也佐く加利こも須く許理と音通ふ酬醬は酒失也と注しれば此に叶はず又姓氏録に工造呉國人太利須く之後に上勝百濟國人多利須く之後也と高安漢人狛國人小須く之後也などの名なり又書紀釋顕宗巻に旨酒餌香市下に私記曰師説高麗人来住餌香市醸旨酒時人競以高價買飲故云と云ふ此須く許理の事なるを傳に云ふ非か。○等なる秦造祖漢直祖仁番の事を云ふ。○参渡来これも秦造祖なり三人の事なり此人くを百濟國より貢上るふ内にを非ば此御世に自参渡来ふなり

故是須須許理釀大御酒以獻。於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而。宇羅宜以音御歌曰。須須許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理如此之歌幸行時。以御杖打大坂道中之大石者。其石走避故謗曰堅石避醉人也。

宇羅宜とは。さぐろよ心おもしろく。浮立を云と聞ゆ。若櫻宮段ゝも。於大御酒宇良宜而。太御寢坐也や見え出

雲風土記仁多郡三津郷條に大神大穴持命御子阿遲須伎高日子命御須髮八握に生畫夜哭坐之辭不通尓時祖神御子乘船而巡八十嶋宇良加志給鞆猶不止哭之とも可ㇾ宇羅宜を於の故うらぶれ然ふをいふ宇良加志を令宇羅宜を云て此を哭を止て宇羅宜給ふべくを添たり契沖云世に幼き児をてうらかんと云も此宇良加志に手を加へて手うらかもふや○須須許理賀契沖此名を此若和語をらば煤凝をれば其故を久しく家うハ煤の凝を由をり煤に凝と云こと記云櫛八玉命云く云ふを縁ふれども然ありて煤の凝こと此人り何れ縁うふむ又此人仁德天皇段并姓氏録にも見えるを云ふも違ふを○迦美斯美岐迦を釀し御酒をなり○和礼恵比迦祁理を吾醉に事を尓万葉六二十八丁に大夫之禱豊御酒尓吾醉尓家里○許登那具志を事和酒をり和を慰むに云万葉八五十二丁を情奈具夜登十一丁に念之情今曾水葱少熱十五丁に安我毛敝流許己呂奈具也等十七四十八丁に許己太久母之氣伎孤悲可毛奈具流日毛奈久十八丁に左加美都伎安蘇比奈具礼止をなれ皆慰むを風をなれ和と云も同言て意同し又丹後國風土記に天女八人降来云爰天女善為釀酒飲一盃吉万病除云復至竹野郡船木里奈具村即謂村人等云此處我心奈具志久古事平善者乃云奈具志留居此村斯所謂竹野郡奈具社坐豊宇賀能賣命也此を釀酒と奈具志久を別事て相離らぬ事をれども哥と合せて思ふ実を釀酒事も由りむ

を知らず。神名式に、丹後國竹野郡奈具神社。さて大神宮儀式帳に、味酒鈴鹿國と云ひ、伊勢國鈴鹿郡なり。枕詞に、味酒と云ふを、此の須くと許理てふ名の須くと由ありて、ことなるを非ずや。又其郡内に、名串村と云ひ、神名式に那久志野神社ありて、さて此御句を、諸の憂事哀事れ和さむ酒と云意なれば、許登那具久志なるを、具久と同音の重なるまゝ、一を省きたるなり。凡て同音の重なれば、言を省く例常多し。上に云ふ。久志を酒とするは、大后御段の御哥に、久志能加美と詠れ下に挙あれ。横井千秋の考へに依れば、傳一の四十二葉、考へ合せ、此徒句を、契冲、許登を言なり。那を御酒きこしめして、物仰せらるゝこゝの若きと詔ふなり。と云ふを、いかゝ非なり。○恵具志尓を、咲酒はなり。飲ませ心れをろく、咲栄ふ酒と云意なり。咲を、恵と云ふこと、常多し。契冲が、咲若き云ふをいふなり非ぞ。

師云、大御酒は醉賜へて、御心の萬れ御恩も和さ久坐。咲栄坐なり。○如此之歌之字、例なき置ばなるべ。師を、歌之を下上に写誤れたるなるべ。此記に、其も書紀に常歌を、字多波志都くと訓ふ。乍字を無きまでも、必然ありて、ふき勢なるべ。上なる之字、若くを下に在て、乍の誤か。○幸行を、大御酒は醉給へて、御心うき立て、何處を許ともなくまでろは幸行なり。故其處を何處とも云ざるなり。○大坂を、玉垣宮、段は出て、大和國なり。河内國、越坂形。彼、迦は委云ふ。傳北五の二十四葉○大石を打賜へを、醉坐ふ故の御

態なり。○走避を痛く打奉らずして情なれ物れ如
くふ逃避なり。避を打給ふ御杖○謗を上巻より出傳十
三の三十九葉○堅石を師の迦多志波と訓まるべし宜しく書紀
雄畧巻より堅磐此云柯陀之波とありて此を石
と云ばして堅とも云ふを石はいかに打ふまでも
痛むこともなく傷まるを形容堅き物なれ其堅き
石をもと云意形容がくて謗より云ふ意を凡て酒より醉
乱まるふ人を正心なしねば如何なれあがるざせむ
も測まるべきを堅き石をも恐を避ふなれば必恐
まて避ぶきものぞとの譬より引て云まるあまを凡て謗
とて挙

あふを皆たぐ其時の事を云ふの外あを非ば物れ
譬より引て云ふことなり其由上巻なれ雄之頓使玉垣
宮段なふ不得地玉作なるの謗の袋冊子に夜行途中
下なも云ふが如し考合なるべし

誦文の哥かくしはや形のせくそりよくなふ酒手を
を足をひ我醉より哥まとのれ是も此の御故事をの名
まと聞也二の句かは誤を誤ふ御杖をて大
石を打給をしことなれば手醉をさふ御
手ぎをみし給ふこと足醉を其延はうとなく幸行せ
ふことなりくをふを心得ば哥れ誤の哥さて此を
夜行此誦文とせれ意を堅石をも走避ふ如くいか
なれれそろしき物も我を恐まて逃避て近ぶ
の意なぞ
のれ形なる

故天皇崩之後大雀命者。從天

○古事記傳三十三

○四十七

皇之命。以天下讓宇遲能和紀
ミコトノマニクアメノシタヲウヂノワキイラツコニユヅリ
郎子。於是大山守命者。違天皇
タマヒキコニオホヤマモリノミコトハオホミコトニ
之命。猶欲獲天下。有殺其弟皇
タガヒテナホアメノシタヲエムトシテソノオトミコヲコロサムノ
子之情。竊設兵將攻爾大雀命。
コロアリテシヌヒニイクサビトヲマケテセメムトシタマヒキコニオホサザキノミコト
聞其兄備兵。即遣使者。令告宇
ソノアニミコノイクサヲソナヘタマフコトヲキカシテスナハチツカヒヲヤリテウヂノ
遲能和紀郎子。故聞驚。以兵伏
ワキイラツコニツゲシメタマヒキカレキ、オドロカシテイクサビトヲカソ
河邊亦其山之上。張絁垣立帷
ベニカクシテマタソノヤマノウヘニキヌカキヲハリアゲハリヲ
幕。詐以舍人爲王。露坐呉床百
タテ、イツハリテトネリヲミコニナシテアラハニアグラニマセテツカサ
官恭敬往來之狀。既如王子之
ヅカサキヤビユキカラサマニスデニミコノマストコロノ
坐所而。更爲其兄王渡河之時。
ゴトシテサラニソノアニミコノカハヲワタリマサムトキノタメニ

具鑊船檝者春佐那此二字以音葛之根取其汁滑而塗其船中之筈椅設蹈應仆而其王子者服布衣褌既爲賤人之形執檝立船於是其兄王隱伏兵士衣中

（フネカヂヲソナヘカザリ　ネラウスニツキ　ソノレルノナメヲトリテ　スバレニヌリテフミテタフルベク　キヌハカヽヲキテスデニヤツコノカタチニナリテカヂヲトリテフネニタチヽセリ　コヽニソノアニミコイクサビトヲカクレヨロヒヲコロモノ）

服鎧到於河邊將乘船時望其嚴鑊之處以爲弟王坐其呉床。都不知執檝而立船。即問其執檝者曰。傳聞茲山有忿怒之大猪。吾欲取其猪若獲其猪乎。爾

（ウチニキセテカハノベニイタリテ。フネニノリヽサムトスルトキニカノイカメレクカザレルトコロヲミヤリテ。オトミコヲソノアグラニイヽストオモホシレテ。カヂヲトリテフネニタチヽセルコトヲバカツテシレズテスナハチソノカヂトレルモノトヒタヽハクコノヤヽニイカレルオホヰアリトツテニキケリワレソノヰヲトラムトオモフヲモシレソノヰエテムヤトヒタヽヘバカヂ）

執檝者。答曰不能也。亦問曰何
由。答曰時時也往往也雖爲取
而不得。是以白不能也渡到河
中之時。令傾其船。墮入水中。爾
乃浮出。隨水流下。即流歌曰。知
波夜夫流。宇遲能和多理邇。佐
袁斗理邇。波夜祁牟比登斯。和
賀毛古邇許牟。於是伏隱河邊
之兵。彼廂此廂一時共興。矢刺
而流。故到訶和羅之前而沈入。

訶和羅三字以音故以鉤探其沈處者。
（カレカギヲモチテソノレヅミタヽヒレトコロヲサグリレカバソノコロモノウチナルヨロヒニカヽリテ。）
繫其衣中甲而訶和羅鳴故號
（ノナヲカワラノサキトハイフナリ。コヽニソノカバネヲ）
其地謂訶和羅前也爾掛出其
（カキイダセルトキニオトミゴノミウタ）
骨之時弟王歌曰知波夜比登
（チハヤヒト。）
宇遲能和多理邇和多理是邇
（ウヂノワタリニワタリゼニ。）

多豆流阿豆佐由美麻由美伊
（タテル。アヅサユミ。マユミイ。）
岐良牟登許許呂波母閇杼伊
（キラムトコロハモヘドイ。）
斗良牟登許許呂波母閇杼母
（トラムトコロハモヘドモ。）
登幣波岐美袁淤母比傳須惠
（トヘハキミヲオモヒデスエ。）
幣波伊毛袁淤母比傳伊良那
（ヘハイモヲオモヒデイラナ。）

祁久曽許爾淤母比傳加那志
祁久許許爾淤母比傳伊岐良
受曽久流阿豆佐由美麻由美
故其大山守命之骨者葬于那
良山也是大山守命者土形君
幣岐君

榛原君等之祖

天皇崩ゑ書紀ょ四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于明宮一云崩于大隅宮と訓ふ大隅宮ゑ難波ょ訓ふ二十二年の処ょ見ゆ○天皇之命ゑ佐伎能意富美許登と訓ぶ天皇を守れ重なりて煩はしきばなり
ょ訓てゑ此は上ゑれと重なりて煩はしきばなり
さて此ゑ上ょ見えられ大山守命と大雀命と宇遅能和紀郎子と三柱太子ょ御詔別れ大命なり○譲ゑ大雀命ゑ共ゑ皇太子ょ坐ぬ故なり此言を以ても三柱なりかゝ皇太子ょ坐しゝを知るべし書紀の如く宇遅王のみ太子

り坐むふを。天下はをさまりぬれば。其王れ治まるべしと云こと由なり。共に太子に坐すが故
雀命の讓りをうけて。讓を賜ふ。由豆流とは。やこころ避ふを云。三柱御子共に皇太子にて坐
せば。何をも天下所知看ぶ。然をくも天皇の
大命有るに因て。宇遲王に地避を聞え給ふなり。佛足石
哥に。由豆利麻都良年。書紀仁德卷初云。時太子菟道雅
郎子。讓位于大鷦鷯尊。未即帝位。仍諮大鷦鷯尊云。大
鷦鷯尊對言云。固辭不美。各相讓之。此相讓賜ふ名御言の文長し。さり
に當昔れ語に。ゆゑ。皆例の漢意
の潤色の文にて。いとゝ添さし。○大山守命者云。
書紀云。是時額田大仲彦皇子。將掌倭屯田及屯倉云。然
後大山守皇子。每恨先帝廢之非立而重有是怨。則謀之
曰。我殺太子。遂登帝位。是怨とは。倭れ屯田屯倉の事を
上に。額田大仲彦皇子を。御同母兄

なるゆゑ。○弟皇子を。宇遲王をさして御子を皇子と
云ふ。○書添こと。記中に此を除て。玉垣宮段。又此下
に例多し。弟王兄王を
ど書。又王子と書添こと。処々あり。此下文にも然
書ばも。此もそれ王子なり。書紀は目なれぬ
添後の人。ふと写し誤を添たること也。○竊に師は志怒比尓と訓るれ宜
し。○兵を。師の伊久佐毘登と訓を宜しく下に添も
皆同じ。○尓大雀命云〻。書紀云。爰大鷦鷯尊預聞其謀。
密告太子。備兵令守。○遣使者を。宇遲王は御許に。山城
國宇遲に遣はせり。此王を宇遲に住坐しこと。上に云ふが如し。○河辺を。宇
遲川の辺なり。○伏を。加久志と訓ぶ。下に伏隠河辺
之兵とはれ。是なり。書紀天武卷にも。伏兵とはり。○其

山を宇遲山とり。○絶垣を絶を長く引延て垣の如く立隔て物を云。大神宮儀式帳新宮遷奉儀式行事に人垣立豆衣垣曳豆蓋刺羽等捧豆幸行とあり。今世も遷宮に縫垣とて此物なり。○帷幕に阿豆波理と訓り。和名抄に四声字苑云。幄大帳也。和名阿計波利。書紀齊明巻に張紺幕於此宮地とあり。継躰巻に帷幕を幸又。と訓。和名抄に帷幕和名加太比良と訓れど此は宇音とこそ聞ゆれ。又帷和名加太比良と訓れど此は帷と幕と二つを非ば二字を連ねて一物に訓ぶきなり。於ねに帷幕とぶべき字なれ故に書物の名なり。帷も宇書に幕也と云注あり。又斗婆理とも訓ぶ。和名抄に唐韻云。幌帷幔也。和名止波利と訓り。そもく和名抄に帷を加太比良幕に万玖帝を比良波利幄は阿計波利幔を万多良万久幌を止波利帳を俗音長とぞくさぐ挙れども其をや後のことにて古へを訓も字も漢國にて泥まず通用ふ物なり常なれば此の訓も右の字にて阿豆波理を幄字を訓ぶきなり。阿豆波理を幄字を用ひて屋の如く上に張物名なれど聞ゆれど又横を通ぶ訓ぶ。かくて此を上なれば物なれば帷幕は即後世の絶垣ぞ今世の幕れさるを○

舎人を左右近く親く仕奉る者なり。書紀仁徳巻に近習舎人武烈巻に近侍舎人顕宗巻に左右舎人とぞ舎人を別に舎人とぞ。さて此者此記書紀に見えざるを考ふるに天皇及王に賜ふ物なり。万葉哥に皇子に仕奉る者召而使遣之舎人之子等者行鳥之群而侍有雖待不召賜者云々。続紀八に舎人親王に内舎人二人大舎人四人衛

士三十人、新田部、親王ニ、内舎人二人、大舎人四人、衛士二十人を賜ふこと見えて、其舎人、以供左右雑使、衛士、以充行路防禦とあり、臣の家に此、称無し、続紀五に、左大臣、舎人見えず、後の事を、波問を切むべし、宇遅王に舎人とあり、名義を、殿侍ろ、混とある、侍の意を、

上巻傳十四の四十四葉に云るが如し、万葉二、日並皇子尊宮舎人等、哥に、東のさぎれ御門に、伺侍ふと、昨日も今日も召こしもを、又今一つの考へもあり、其を、下に云ふ、殿守は本とあり、書紀に、帳内官者、兵衛などもあり、漢國に、官者と云て、別なり、物を、皇朝にハ無し、されど、仕奉ふ為を、登称理に、正しく当れり、又兵衛を、登称理に、似ること、あり、さて舎人の字をむねと用ふ故を、漢書、注に、舎人、親近左右之通称也、後為官、と云る、此意を以てなり、舎人と云称を、周礼にも、史記、秦始皇紀などもあるべし、此方に、登称理に、用ふを、右の漢書、注に云ふ意を以て、なり、後為官、と云ふさ、又や、後に、大舎人と云ふ、此名書紀雄略、

巻に、始て見えず、職員令に、左右大舎人寮ありて、大舎人八百人と見ゆ、集解に、弘仁十年に、減して四百人に定めらる、内舎人と云もあり、同令中務省の下に、内舎人九十人、掌帯刀宿衛、供奉雑使、若駕行、分衛前後、と、大宝元年に、始て置る、こと、続紀に見ゆ、久安四年、内舎人六十人に定められ、百錬抄に見ゆ、漢國にも、隋、又東宮職官に、太子、内舎人と云あり、太子の官なり、

負令にも、舎人監ありて、其下に、舎人六百人とあり、さて又刀祢と云称あり、此を、舎人とも、本より別なり、廣瀬、大忌祭、祝詞に、王等臣等百官人等、倭國乃六御縣能刀祢、男女尓至万尓、云く、龍田、祭、祝詞に、かくあり、続後記九に、公卿百官及刀祢等、諸、祝刀祢等、西宮記五月五日、條に、内辨云、刀祢召せ、少納言唯出召王卿以下列入、釋奠、條に、上卿宣云、刀祢奉入礼、与諸大夫以下入、自南門、云、九日、宴、條に、云く、大節、大夫称刀祢、云、仰召刀祢、云、神楽、弓立哥に、伊世之末乃安万乃止、祢良可、太久保乃詞、大神宮儀式帳小二箇郡司、子弟、及

諸刀祢等中右記ニ嘉保二年云々大原刀祢等為両院下部不隨行事所召炭又西七條刀祢申同為下部不進行事所召鍬支々ど見え伊勢神宮の書どもに宇治郷刀祢沼本郷惣刀祢諸郷刀祢小俣村惣刀祢職射和村刀祢職々ど云ひ後拾遺集神祇部詞書に里の刀祢と云ひ散位をも刀祢と云ふ命婦官人などを比賣刀祢と訓ずれて刀祢と云ふ上中下に亘りて公に仕奉る者の總名にして甚賤き品の者に使を云ふ故に後に海人の刀祢と云ふも海人を公の御贄を捕事を仕奉る故に云ふ里刀祢を村長などを云ふ法に吏部王記に百官主典以上刀祢也と云ふ主典を最下き官なれば故に云る百官に就て云ふ法なり是を百官主典より下をば刀祢と云ふ法さて主典以上とは上を大臣をも云ふと知ふ然ふ或を六位を云と云ふ或を六位以下を云と云ふ説なども皆非なり西宮記に刀祢召せと云ふて王卿以下を刀祢と云ふ法なり以て列入とは刀祢を以ても王卿以下を刀祢と云ふ名の義を伴之部なる者きものやさて刀祢と切きり母を省て能辨を祢と舍人と此刀

祢とも本名なりしが後に別名のかれ疑ふものなり師を刀祢を後の祢にもと舍人なり轉ずれをものなりと云ふ法なり然るは非ず刀祢もいと古き名とこそ聞えされ且舍人を刀祢を轉ずるなど思ふる若本一なりば舍人と云は刀祢とこそ出ずるなれ然ふとも心なかなく思ふふ此を本なり別形れ名なふふ法なり さて又舍人をも理を畧きて刀祢と云ふこゝもの可なりのとおぼき由あり書紀に欽明天皇の御子に舍人皇女と申れを此記ては泥杼王とも云ふ杼泥を下上に写誤ふふの杼字を濁音ふは疑ふふ法なり さて當時御子たちの御名を舍人を刀祢とも云ふは聞ゆふなり うふふれば此も然ふふ法なり姓氏録に等祢直又舍人と云姓ふ法さて又後世の書どもに此を何となく混ふて書ふ物事を舍人と書ふことふ法なり の法に舍人をも刀祢とも云かに借て遣ふて書ふ物か

○為王を宇遅王と見ゆれ狀ふさてたれなり ○露をちく見ゆれ處ふなり 敵の方なり此迎とちく見ふ法なり

○呉床々師の阿具良と訓まるる所宜し下文にも見え
又朝倉宮段に大御呉床とも御呉床とも見ゆ上巻天
若日子段に胡床と訓めると同物なり胡と呉との字
とは通ずるなり又和名抄に牙末久礼度古と云もの是なり大神宮儀式帳荒祭宮
裝束に呉床一具際塗長二尺三寸とある是なほ此物の事彼胡
床の下に云所の如し傳十三の十九葉○坐を麻世呂と訓
し麻佐世を切て麻世と云ること上に云ごとし舍人なるも玉に為
たる所ところなるべばかく崇みくれ言以て云ふ○百官
を都加佐豆加佐と訓ぶ續紀九宣命に官々百官官人
も同じ大祓詞に天皇我朝廷尓仕奉留官官人等なる

書紀に百官百僚有司などは皆如此訓ふ又官の字
さて天皇既に崩て守遲王未位に在り即賜はざれ
ども天津日嗣所知看御子に坐せば朝廷に百
官の仕奉むも然所なきことなれども此を以て皇太
子に属る所司くを云所なるべし百官の字を泥むる所なきに非
ず下巻若櫻宮段に御弟水齒別命の曾婆加理を欺き
給ひ延て賜大臣位百官拜と訓ふ又韋夜麻
異なる所なし其由
を彼延て云む○恭敬を韋夜備と訓ふ又韋夜麻
も訓ふ
かくかくと云意なり宇夜と韋夜と同言なり書紀に
礼神礼賢なるべし○往来を師礼由伎加布と訓ふ
所宜し○既を盡なり此をさなづと云通ずるさな

の意なり。下なる添も同じ。○如也。碁登斯呈と訓ゝ。如
くを為てその意なり。為てとも。然為添を云。○兄王也。大
山守命なり。○渡河也。攻来あらむ時の事なり。○為此
字諸本ゝ脱あり。今也真福寺本延佳本ゝ依也り。○船
檝者也。者字也。亦字を誤れる歟。一説に亦字は単書を相似る
ゆ。然云故也。船檝とて也云ふ事也。檝者を賀此ゆを云
ふきは非ず。且餽と云添も。檝者ゆは似ず。かはゝ
ゆきて此次は。亦也云言也。必ずゆ付き処なれば字形ゆ。
故布涅加遅と訓て者字は。下に属て。麻多と訓ゝ。書
紀神武巻にも。備舟檝と訓り。○佐那葛を。和名抄に。蘇

敬本草注云。五味。皮肉。甘酸。核中辛苦。都有鹹味。故名五
味也。和名作祢加豆良と訓ゝ。字鏡ゆを。籍。左奈葛。ゆを
木防己。佐奈葛ゆを訓ゝ。万葉哥ゆも。多くを佐奈葛と
よめり。山佐奈葛とも。十の巻に見ゆ。又二巻に。狭根葛。十
一巻に。核葛とも訓ゝ。十二に。真玉葛と訓添ゆ。
麻呂也云ふ。さて此物。後の哥ゆ。田中道とこそ訓ゝ。
ゆきねうばらとの。ゆを見ゆ。○春也。師の字須尓都
伎也訓ゝ。添ゆ従ふ。ゆを省きて。字きばかりと
は。漢籍訓ゆ添ゆ。万
葉十六に。辛雄尓春。磯子尓春。○滑也。那米と訓ゝ。師也。
那米理と訓ゝ。添。其も。されども。古く然云
添例を未見。此言用ゆ也。那米良加と常に云。躰に也。
万葉にも。常滑なども云。今俗言ゆを。那米也云ふ。
五味也。ていとく滑の

ゆえ物なくて今世にも水に漬け置て糅ぶに用ふる物なり。故美男葛とも美人草とも云ふ。又ふのり草とも云國も所りなぞ。故思ふに佐那て名も真滑の省なるべく佐泥と云も那米を切て泥と云なるべし。師の万葉考別記に云ふ。○箭椅箭字を箭を誤れるなり。箭を由なり。然れども諸本皆同く此字を書ふ故に今も字を姑然て所れなり。延佳本に箭と書ふを改られ那ふ。又彼本に椅を奇なる上偏に作れるを非なれこと前に云ふごとし。竹なぜを箭に編あるを打渡し置て船中此方彼方と歩渡ふ便りとあれ物なれば。玉垣宮段に黒樔橋ゆめ考合せ。傳北五の二十九葉○蹈應仆を布米婆或は布麻婆などと訓て。こゝろ

慥なるふるまひの如くなるべくも。其を過して後の言を考へるべき。此を大山守命は必ず蹈給ふべく構へあるふ。なれば布美弓と訓べき。○王子を宇遅王なり。○賤人を夜都古と訓ふ。但し此を王に對へて凡人を臣と云。白橋原宮段に五瀬命の負賤奴之痛手と詔へるを王に對へて臣を云夜都古なり。此事傳十八の卅七葉に委云へ。を異へて字れ如く下賤者を云夜都古を王に對て臣を云かゝおのれなり。下賤者を云○執機を河の渡舟なるべき。機を佐袁と訓ふべきゆ如くなれど下の御哥にも佐乎斗理迩とあり。なほ加遅と訓て宜し。舟を進ふ具を何うにも總て加遅といへば。楫のことなるふ。○隠伏を二字を加久久志と訓ふ。さて此を他處に伏して設置なるは非ず。兵士の裝束を隠まと云

て伏字を沮む次を添衣中服鎧と訓れ是なり○鎧を和名抄は唐韻云鎧甲也和名与路比釋名云甲似物之有鱗甲也と訓る與呂布と云用言を躰言ふなりて身をとりまとふ由れ名なり即後世の言も甲を服添と云も意同じ○さて故い倭ふ云む今世人甲を足と云夫登冑を与呂比と心得あ添を反さなり万葉一に取与呂布天乃香具山○衣中服を許呂毋能宇知尓伎世弖と訓ふ服を兵士等を令服添なり如此云て王の御躬ぶうれ裝束も同く然添こゝを此語り含免又服を伎弖と訓て王の服賜ふを云言にして兵士を其を含ありと見むも違はず下巻穴穂宮段を

も衣中服甲とのりさて如此為給を攻むとき添狀を隠して宇遅王をおこしたもあるを○嚴を師の伊加米志久と訓るを添を依ふ其由を上を嚴餝其家とのれ処傳北二の三十一葉を云を○さて此嚴餝之處を○かの其山之上張絶垣云くとのれ處なり○望を美夜理弖と訓ふ倭建命の御哥を奈留美良乎美也礼波止保志云く熱田社寛平万葉十三十を吾者見將遣君之當波○以為弟王坐其呉床を○かの舎人を宇遅王ぜとおぼしたなり○執櫂而の而字多く此本を無し今を真福寺本又一本を依るなり無きも悪きを非ず○都を加都豆と

訓ふ。万葉四十三丁に、花勝見都毛不知恋裳摺可聞。此、花勝見と序に云へる歌。書紀にもかく訓て、又万葉十九丁に、木高者曽木不殖。○執機者を、守れ随に、加遅斗礼流母能と訓ふ。此を、かぢとりと訓む。○忿怒之大猪大后、段にも、大怒猪書紀雄略巻にも、嗔猪と訓れたれども、其時に方て、怒を云ふなれば、こゝにかゝを、此を其時に訓てて云に非ず。其猪は恒のさまを語ふ処なれば、忿怒と云こゝにいかゞ不聞ゆ。伊加理猪と云称は訓れを以て思ふべし。其猛きことをかく云こゝ、訓てかく猪は事を問給れ

を、此猪を取に来坐ふさまを思はせむとなり。○答曰の曰、字諸本に白とあるまゝ。今は真福寺本に依り。次にも答曰とあるべきなり。是以白の白を、機者詞なれば異なり。○不能也を、延く多麻波士と訓ふ。上の延を語得云と云得なり。下の延を、猪を獲ふを云。伊勢物語に、五條にすむなる女を、えゝぶかぬ事なれば、云々又女の之得ずじかりをを云などあるに同じ。○何由を、伊加那礼婆と訓ふ。○時く也を、余理余理と訓ふ。也字を、讀置ふるか。次にも同じ。持統紀にも、然訓て、又崇峻巻に、三度推古巻に、両度持統巻に、六齋などに訓ふ余理と

同じ。表理とゝと通音にて、本同言なり。漢籍をしかくさ訓む時は古言の遺れるなり。允恭紀、哥に、等枳等枳ともあれど、此は然は訓べからず。○往〻也は、登許呂登許呂尓斯弖と訓べし。續紀八に、往〻陂池卅四ヶ、京中往〻屋上、などある類なり。文選などにも然訓る處多し。但し此は正しく處〻の意と聞ゆるを、往〻の字はいはゆくの叶はざる處もあれど、あまねく然訓字を書るなり。師は、さまぐと訓まれたれど、時〻はきくらを、云ふべくも訓らず。又ゆくゆくと云言も訓まれど、此にては叶はず。又續紀九の宣命に、時〻狀〻尓從而、此も訓まれたれど、此も狀れ誤なるらむかとも思へど、なほ然にてあるべし。○雖為取を、取むとまれ者あれども、也云意なれば、自言ゆゝそゝを。○不得者、延〻受と訓べし。さて右の問答は、既に撈出て、舟中にてのことなり。次文に、渡到河中とあるにて知らず。そもく大山守命、宇遲王は、御同母にて坐ぬ。御兄弟に坐せば、むかしより御面を見知給はぬこともあるまじきに、かばかりおしかくし物言はし賜ふありとても、終に其と知賜はざりしは、いかにぞや。上代には、御兄弟とは申せども、異御母は、さばかり踈く坐しにや。又書紀には、容接度子と見えたる。此向答なども、同列なる檝者のせしにて、王は御面見ゆるどに構へて、傍に坐しけむもあれど、又或人疑ひて云く、宇遲王は、他所に隠れて窺ひ坐て、此檝取には他人をして為て給はむに、何てふことかあらむを、御身から敵の乘船にしも立坐ては、いとく危きことならずや。こは何の謀にか。心得ずと云ぞ。一わたりさることなれども、古の人は、凡て勇あることを、優きことゝしありて、貴人といへども、人に使はれてせらるべきことをも、御躬づから為給ひしことなりけむ。後世の心以て、強て疑ふべきにはあらずなむ。○令頃其船は、令とあるは、王の御親ら為賜ふにはあらで、同列の檝取などに、豫て仰せ置て、令為賜へるなり。此も如くてか

の五味を簀椅に塗り置くあるべき事
と聞ゆ。若しそこの簀椅を踊て仆ばく構へおき給はば
ぞ。此謀は若しそこに仆給はずして如此
あるべきの。然らば是也。然ども。然ばあるべきを。初の謀れは
ぞ。言足らぬこと。又思ふに。かの五味の事を云
を傾けこむ時に。若簀椅の浮あるべし。乗て遁
ばこと。書紀を見かれ。五味の事をぞ無
きを心得ばおぼして。省かるべきあや。○墮入
山守命をもて。さて此船を傾けあらむを。宇遅王も
て如此謀あるべき事をば其を。かね
溺賜ふべき設ばかりぞ。○尒の下に。諸本に今宇
ばかれを。行ばかり。今を延佳本に無ふ依り。若を。仁。
ハと訓て。初を沈入りが。今を浮出と云ふ
思ふ。ふるしふ尒字と形似あるかし。衍を
ばし。○浮出隨水流下を。此王水中の事を得賜ふと

おぼしくて。沈溺を給はばとく浮出て。水に任せて流
を。川下の方に逃賜ふ。水に溺して。おのぼか
非ば。此所にくせ。書紀云。時太子設兵待之。大山守皇
子。不知其備兵獨領数百兵士。夜半發而行之。會明詣菟
道。將渡河時。太子服布袍。取檝。密接度子。以載大山守
皇子而濟。至于河中。誂度子蹈船而傾。於是大山守皇子。
墮河而沈。更浮流之。歌曰。云々。○知波夜夫流を。書紀に
を。知破椰臂苔と。共に宇遅の枕詞にて。冠辞考に
見。但彼考に知波夜の知を。稜威と一つに。○宇遅能和
解を。違ふを。稜威を別言に。○佐袁斗理迩を。
多理迩を。宇治の渡に。渡に。渡を云。○佐袁斗理迩を。
處を云。

棹取よりて、契沖、棹取よ欤と云て、又石兼十九、榲野
を、輕捷なる者をのあるを、欤、云く、此、さを、欤を、狹踊なる
ふ欤、とも云ふ欤をかなはぬ、此、句を、結の許牟と云、孫係
きり、○波夜祁牟比登斯を、契沖、將速人なり、斯を助語
なりと云、はやを、むを、早、○和賀毛古迩許牟は、吾許
からむの意、
所よ来むなり、書紀垂仁、巻、清寧、巻、欽明、巻なども、左右、
皇極、巻、床側なども、毛登古と訓、許所の義なり、登古
呂を省きて、古と云を、宮、又垂仁、巻、左右を、毛登古毘
所を美夜古と云と同じ、
登とも訓ふを、許所人なり、かくて此を、其登を省きて、
毛古と云、然ふ、登と古を横通して、許なさて此、句、
契沖、御方よ速き者なり、吾許を助ふ来ふ、

と詔ふかと云ふ其意なふ、棹取よりを、吾を乘
きき舟を設てと云むが如し、或人此を疑て、此、王
若水中の事を得て、溺
給ふなかりむなりを、舟をよせずとも、乃れ、
き給ふ、如此を詔ふ、きことなと云ふも、一
ず謂きれども、此、時、河岸を、宇遲、王の兵士れ、矢刺
て追奉ふ因て、終を得、遁給はで、沈没ふ
を思ふ、必、御方れ助を待賜ふ、宜なり、さて
契沖、又云ふを、水練なり長じて、太子れ御方の人
よ向て、自贄給ふ、云ふも、然云ふ意を、舟を
傾て、吾を墮入なども、吾を溺きふ、かくの如くよく
浮て遁ふを、若其方よ輕捷き人なり、此、処よ来て
吾を捕ふよ、されど得捕ふ賜ふ、
ず、是もされば、く聞ゆ、
らやいかなり、若、坐を、さ踊ると思ふ、斗字清音ふ
て、書紀も、同く清音の刀字を用ふ、
を切ふ、さて又此、御哥れ事を、師の考ふ思ふ、
び河よ墮入て、水中ふて哥ふ給はむと、
もあらず、且かく哥を給ふ、伏兵起て、矢刺

して流れたりと云へり。太子の御方れ伏兵をもて是を大山守命の御哥と文中に有り。此哥は太子れ建を討給ふ時の如く太子れ神武天皇れ大室屋れ建を討給ふ時の如く此哥は太子れ御方れ約れ呈て哥を聞て起き給ふ即見流歌曰と云へり。若し大山守命れ御哥の御方の約れ哥をもて見字の脱あるか形り若しも大山守命れ御哥とも思ふ人れ有らば見字を去きて云へるか。此考を中くに非ず。此哥を記の今考へ書紀の趣も有り大山守命の御哥と云へる哥れ趣も彼王れ御方の哥と聞えず又此を上に云ふ如く彼王水中の事を得て浮出て云ふに流れ流れ逃賜ふ時に必ず哥を出て賜ふ時なるか。非ず上代の人れ哥を実の情より出来ざるか。後世れ如くかふの哥を思ふべし。然るを造て出ふ哥と同じ哥を流れ賜ふと云へるか。疑ひて溺れ賜ふ歟。又若見字の脱あれて宇遲王の御方の約れ哥れ歟。於是神武天皇の時れ事を例に出ふ聞えるか。彼と前後の語は足らざる歟。

語いと異なり。考合せて知るべし。又大山守命れ御哥として是を大山守命の御哥と文中に有るか。伏兵の起れる事を別に約して起れる歟。大山守命の御哥とも文中れ有るか。

○伏隠云く。宇治王れ御方れ兵士として上文に以兵伏河辺と有れ是なり。○彼廂此廂は加那多許那多と訓ふ。其由を水垣宮段に其廂人と有れ処傳北三の七十七葉に云ふが如し。○一時共に母呂登母迩と訓ふ。記中に一時との今訓れを加く訓て此を登母迩と云言に當て共字を添て約束して真を添へり。其約束の事を殊に添へざれり。必も右れ哥を聞て真を添へ傾其船墮入水中と有れ処に續き事を非ず此伏兵の真を添へる事なり。○矢刺而を上巻に有て其処に云て傳十の三十葉に弓を

はしらせざることなり。○流こそ少し言足らぬこゝちもれど。矢を河中に射入れ如聞ゆれど。然れども流れとは云ひがたく。又矢を流しやれば身由もなし。大山守命れ流れて逃賜ふを。矢刺れがゝて射留めむとせしに狀を見せて。射けるとさとりて追流れたりし。此言上の隨水流下と云ふ係て見ぬ。然れども早く射殺さむとこそ思ひきゝ。故らふ放して流しやれば。これ宇遲王の御心なりて。其由次なれ御哥に見えたり。○訶和羅之前を書紀崇神卷に云く。故時人号其脱甲處曰伽和羅と云れを。山城國綴喜郡にて。今河原村と云ふ地なり。是云添其と一ッにて。名れ由縁を傳の異なるかくて此地在所を宇治川の末の。此河を宇治郡と。綴喜郡の郡と。久世郡との堺を流れ。紀伊郡に入り末にて泉河と一ッなりて。淀川と云。又綴喜郡と。乙訓郡との堺を流れて河内国に至るなり。綴喜郡と。乙訓郡との堺を流れ此。なれを淀川なり。川辺にて。綴喜郡の方なれなる添ふし。かの崇神卷なる趣も。然て地理なく叶ふ。○沈入を大山守命終を遁得ば。溺流なを御亡賜ふなる。○鉤を加岐と訓ふし。今世は鷲口など云物の類れなるべし。書紀皇極卷に木鉤と云見え。欽明卷に鉤戟と云も見ゆ。○甲を鎧なり。○訶和羅鳴を訶和羅と。甲を鉤の觸て鳴ふれ音を云なり。新井氏。訶和羅を。甲の古名なりと云て。此段及かの書紀の崇神卷を引。又龜甲を俗にかゝのかなりと云も同意なり。今按ずるに

式を筑後国三井郡高良玉垂命神社に建内宿禰を祠りて高良を加ふと唱ふ是若し韓國御言向の時ふやうの事なるべし甲ふや和良神社なるべし伊勢国奄藝郡丹波国氷上郡なども加和良神社なるべし式に出雲風土記にも意宇郡に式外に加和羅社あるこれも甲羅に依る名なるべし又屋を菅に兎を韓語なりと云も是れこれなれども亀甲と同意にて本なり此方の言葉和の波に轉ずるなるべし

此らを合せて思ふに甲羅の古名と云説いはゆる詞和羅と云ひき物れさるを聞かるべし若此説に依ば亀甲と同じく詞和羅と云ふ故に鳴と云也別に繋て出しあるを以て負せ掛て脱ぎ故に名とすべし古名と云ふ説に甲をぬぎてかつぐを云ふ由なり源氏物語に云ふ甲をかつぐと云語に同じ又思ふに甲をかつぐと云しも其本れ起りは此の故事なりて かつぐと鳴しを以て の名なりとも云ふべれども なほ然るべしか

○骨を加婆泥と訓ふ 大山守命の御屍を

骨字を屍のことに通はし用ひたるなり 此を屍の年を經て骨れかぎりなれば云ふなり出るれを云ふ 今世に死骸と云骸字も骨のことなり

書紀顕宗巻に御骨埋處欽明巻に骨積於巖岫などあれども屍の字多し 万葉十八 二十一丁に海行者美都久屍山行者草生須屍 ○掛を加伎と訓ふ 搔れ意なり 鉤て掛て出れ意なり 上巻に掛出胷乳ゆ云ふ 傳八の五 十八巻 書紀云然伏兵多起不得著岸遂沈而死焉令求其屍沒於考羅濟時太子視其屍歌之曰云〻 ○知波夜比登 比を清音なり 濁ふを訛なり 書紀にも清音の臂字を書て 冠辞考に見ゆ ○宇遲能和多理迩 上なれと同じ ○和多理是迩 渡瀬に

河を彼方に渡る處を云。万葉十二（三十千丁）に倭路度瀬別十七（四十九丁）に波比都奇能可波能和多理瀬をどゝ渡る瀬とも云へり。こゝに云と云を用ゐる。是書紀に湿（デ）さあり。湿（デ）を万葉に走出の堤出立（デタテ）れ清きなどゝ出れ意を用ゐる。契沖。渡出（ワタリデ）を岸際を云ふ。○多豆流（タテル）を三言一句立（タテ）ゐて渡瀬のゐあり。此岸に生立（オヒタチ）ゐを云ふ。書紀神代巻に門前所植（タテル）湯津桂（カツラ）木所植此（ヲ）云多底婁（タデルト）。○阿豆佐由美を五言の句なり。契沖。上に多豆流を上句に属て八言句と云。次の梓弓麻由美を同句に属て八言句と云。皆ゐ。梓弓は梓を意なり。和名抄に孫愐切韻云、梓木名。楸之属也。和名阿豆佐と訓ず。其木桐に似て葉も似

あり。梓弓を此木を以て作れる弓なり。かくて古へ弓を多く此木を用ゐる故に何れ木となくあ[illegible]弓にこゝを云ふ。常に梓弓と云ふ。品を分て云ときに梓木以て作れを云ふ。常に然らず。○麻由美を三言一句檀木なり。和名抄に唐韻云檀木名也。和名万由三と訓ず。弓に作ふ良き材を以て真弓に木を云なり。色白き故に白檀（シラマユミ）とも云ふ。こゝに此樹の河辺に生立（オヒタチ）を見賜ふなり。其を以て大山守命を譬ふ。[illegible]賜ふ上に梓弓を上に梓木と云ふ。さきたま多豆流梓木と云ふ非ず。多豆

流を檀木の立添ふて梓弓は其樹を云ふ非ず弓の意なり枕詞の如くなれば哥意を関かず心得ぬ梓弓は真弓と云詞の意なり麻由美を梓弓なりは詞の法ぐ変れ意を弓ふて哥は意を檀木なり然添ふ此二句立添梓弓と云ぐ木の立添如くなれも聞え又梓弓真弓も並び名なり哥意木の弓と檀木は弓ヤ弓二ッの如くなれも聞えて紛らはしう味添まらく味添て辨ぬ法なり契冲これを得辨ずして梓弓真弓共に弓のこと云ふ注して此を伏兵の弓なりと云添を非なり引立と云詞を引ども其は事は立添梓弓なこと伏兵の弓持て射向ふ事を立添梓弓なこと云ぐ云なり又此二句梓木と檀木と二種は生立添を詔ふ云む思ふ若然ら変ふぐ梓弓とは梓とのみこそ引法なり且大山寺命一柱を譬ふ給ふ添形ふ変二種を非ず加の白檮原宮段の哥は譬ふ引ふ来ちどりて四種を云添とこそ梓弓を変枕詞の如く見れ同ト加ぐ此を

麻由美を檀樹と見変事もなく易く聞ゆれ乎や○伊岐良年登哥伊哥發語ふて伐むとなり契冲ぐ将射斬と云添哥上を弓と見ふなり誤添ふ説なり射斬とそ加の扇的なぐ云ふ射斬と云む古哥云なり射斬とは言よ添ことは添ぐ云ふ○許ク呂波母閇杼哥心者雖思なり万葉よ多し心を思ふ意なり九て思を淤を畧を云こそ哥古哥多し○伊斗良年登は是も伊哥發語ふて取むとなり加の生立添檀木を伐取むと思ふ云こそ伐と取哥を分て加ぐ哥古哥は文て常多し契冲ぐ将射取哥なり云こも古言ふ添ぐ又非なり射取と云ふ梓弓云ぐとあれ加ぐ誰も惑て然思哥を変哥なる

ほらく味をて、伊を皆發語なりとを悟はせり。又此、
二つの伊を、射と見はうらいらく上の麻由美をも引れ
事ぞと思惑はして此の四句は、大山守命を殺さむと
思ふ事ども云ことの譬へなり。○母登幣波は、本方者
なり。幣を清音なり。書紀にも。○岐美袁淤母比傳を、君
弊を書て濁はせかも。傳字は濁音なり。書紀にも
を思出なり。傳字は濁音なり。而の意を非ず。万葉十七十八丁
は、吉美乎念出多母登保里伎奴。又廿三十四丁は伊弊乎於
毛比堅をとも云なり。伊を省て云ことは、古哥は多し。
此を思の比は、伊れ
韻なり。さて契沖君を應神天皇なりとせり
と云なり。然なり。○須惠幣波を、舊印本は此二句脱ある
なり。其餘の本をも皆なり。
末方はなり。本方末方を、かの檀木れ本と末をふて、譬

ふ事あるに、木れ本末を託て、君と妹とを詔ふれなり。本れ
方を伐むとをもを云く、末れ方を伐むとをれを云むが如し。
と云むの如し。契沖此を一つよを、二つよを云むが如し。
と云なり。意はをを云なり。注をもなることを
なり。又本末共に引れ縁なりとも云。本は云く、末をも
云ことはその伐取むとをもを物に就て云なり。
なり。本末を引れ縁なれとも人を射むとして、
彼方の字を思ふよりを此方を持はに引の本末に就
て云むを由なく、事あるを此、御哥を、大山守命を、檀
木に譬へなり。彼、王の御うを引はをれ
なりをしなりを譬に其譬を詔ふ檀木に就て詔ふ
てこをよく叶ふれ此け書紀継躰巻哥ふ駄開能以矩
ぢを手らく辨なり。
美娜開余嚢開漠等陛鳴磨苫等你都俱喇須衛陛鳴磨
府曳仁都俱喇万葉十三ふ三諸者人之守山本辺者馬

醉木花開末辺方椿花開これを山の本末ふ○伊毛衣
淤母比傳に妹を思出たり契沖云大山守皇子れ同母
妹ふ大原皇女澪田皇女ふ是皇女あたまに勞て賜ふ
ふの若に此二人れ皇女の内を太子れ妃とし賜ふれ
かゝ云ふてとふ然聞も又に大山守命の妃を詔ふ
ふもれ古へよ妹と云称に廣き意右の内何にたむ今定免難し○伊良
那祁久に万葉十七二十六丁も可奈之家口許己尓思出
伊良奈家久曽許尓念出奈氣久蘇良夜須家久奈久尓
と詠に是こに此の御哥よ依て此言是を除て古書ふを見
ふ言の意詳すゝ中昔れ書ども往く見ふ

ふ中ふ大和物語よ吾さてれいらなく那りあれを思
ふはの添ふいにはふあふとれに容貌のいを
く衰ふもあまとふまを云ふなれ此れ意もやゝ近
く聞も契沖も此を引て志を稜もなく那ふを云
の和名抄云苛和名伊良小草生刺也と詠ふ依ら
無苛の意か以上契沖の言と云師も苛無みて利心も那しと
云よ同じかれ云に云字鏡よ南木芒木乃伊良ぐ源氏物語橋姫巻
肌寒げふいゝ那ふかれて河海抄よ寒き時鳥巻
立を云ふり手習巻よこそぐしくいゝぎふ物
ども服ふ古今著聞集よいゝくしき者ふ云
云これを今世ふも心れいゝを云も同じ右は何に
苛れ意り叶り是よ對て思て
ゝ無苛ふもれふ物の衰

くて、心れ打ちをれあれあて、万葉に、思ふ心、なのえ、又心をちぬふ、などゆふと同じさまなり。然ふ宇治拾遺物語に、いつちなき大刀をみがきて、云く、又むし子綿をきさふやうに、いつちなく白きが云く、大鏡に、此史ふむ繋をみふ文はさみて、いつちなくふふて、此、おくく行奉ふ、法華経、草に、数珠おしもあり、印ことくしく結ぶ出などして、いつちなくふふるひて、云くなくゆれこまちを、云ゆけく甚しき意と聞えて、俗言みをかしぬなぐ云ゆ如し、又今賤者の言に、えいと云ても通ふて聞ゆ、えいを、即いつちない、訛を添ふ、右の書どもに云ふと合せて思ふ、大和物語にも、俗に言かしむを、云ぬさまを云意、此にも、兄王をのゆさ殺さむを、あるりかしぬ志をざ、おもほ良意をも、聞ゆきどもざてを思出の出てふこ中ふ叶はぬ、又右の万葉十七の哥ふも叶はぬ、又思ふ出ふこと、れ甚しき意かとも云ふ、ちまどけてを又の形をく、と並ふて詔ふふ叶はざふふ、さて又字鏡に、頽痕、三形同じ、禿髪也、伊良加奈志と云ふこもゆふまど此

ゆを由ゆかしも、聞えず、又稲掛大平を、伊良を、郎子、郎女、などの伊良て、人を親今免ぐ、思ふ意て、那祁久を、はしふなくなどの那久の如く、添へあれ、契沖云、那辞なくむのと云、形ほよく考ふふ、ふあり、祁久を、那久なり、祁字ゆれを、古語なり、久を祁久と云を、ちくく、けくと云類なり、然ふふ、露まくと云のみを、傍の例なき言なり、こを事れをいふふ云のみなを、

○曾許尓淤母比傳を、其に思出なり、書紀なを、傳字無し、

○加那志祁久を、悲まく形を、○許くく尓淤母比傳は、此ふ思出なり、書紀なを、是を傳字無し、古へは、曾礼を曾許、許礼を許く、と云ふこと多し、曾礼故なを、曾許故ふ、許思ふ、と云ふ類なり、必しも、其、處此、處と云意なを非ば、さてこを、曾許も許くも、意を同じことなれ、凡て上を指て、曾礼、又曾能と云ても、許礼、又許能と云ても同じ

ことを添事多し。あと京畿山城の宇治川云くと上ふ云て。下ふ其川と云ても。此川と云ても。同ぎず伊良那久と加那志久やを分て。二ッよ詔はゆや如し。言を替て曾許許くくは詔冥添の今ふて。曾許も許許も同く。共ふ上れ本方末方を合せて。一ッよ指て。詔ゆ

ふ。然添を契冲ぞ曾許くくを上の君を指許くくを上の妹を指ふと。分て解添を。古の意よ非ず。万葉長哥ふどよ。曾許云く。許く云くとゆれも。多く上の指事を一ッ為て。二ッを無きを以て知ふ。又本冥末冥を指と云ぶして。君と妹とを指と云添も。精しかぬ。さては。尓てふ辞よ叶はず。尓てふ辞を。本方末方よ就てと云意ふ。若君と妹とを指ていはば。叶はず。又伊良那祁久も。加那志祁久も。共よ上の君と妹やを合せて。一ッよ詔ゆれふ。此はと分て見かくを。

本方末方。其此ふて。二ッよ詔冥添を。何ゆも。ゆ哥れ文の今ふと。ゆも君と妹とを分て。當ゆ添ふを非ず。○伊岐良受曾久流を。伊は同く發語ふて。不筏で来添ふ。来添を。宇治ふ。訶和羅前ふて来添ふて。大山守命を。宇治ふ即殺さむと思ふ。かぬも。君の御事。妹れ事を思出て。いふく悲くて。え殺しもや。ふ此處ふて追流しを。来ありと云ことを。かの川辺よ立添檀木を。得伐取ふて。来添留ふ。譬給冥れふ。○阿豆佐由美。句麻由美。上は同じかく上ふれこを再云て。結添を。古哥れ添ふ。○那良山。此地上

り出。傳北五の二十二葉山を。万葉一十三ノ十ノ。青丹吉奈良能山乃。
又十七丁青丹吉平越而。そど那保巻くに多く見えき
る。○葬を書紀に乃葬于那羅山と云る。此を那良山の
内いぢと訓うるなり。詳なる。大和志に添上郡荒墳一又在南都猿
澤池東鬼園山相傳大山守皇子墓又名鬼冢と云ふ。
若其処なるか。那良山と云ふ。かの那良
の北方那保山なるか。思ふ出あれる
り。い傳に云む。記中に葬字を巷と作る。処多し。何も
の本にも乃を。其を写誤れるを非ずして。古へこゝ
ら。西ノ峰く便りを。如此書きなる。那保ノ峰ノ
類乃を。
こゝなり。○土形君を書紀にも大山守皇子是土形君。
榛原君凡二族之始祖也と云ふ。和名抄に遠江國城飼
郡土形比知加多郷乃を。此地は因を姓なるか。土形て
ふ地名

を。他國にも乃ありと。榛原
を遠江國にあれ。此姓氏録にを見えず。○幣
岐君日置と書て。幣伎とも。比伎とも。比淤伎とも云。地
名國くに多し。和名抄に伊勢国一志郡日置。比於木能
登国珠洲郡日置。比岐越後国蒲原郡日
置。比於木。但馬国氣多郡日置。比於岐。この外にも多し。
さて右の中に能登国に比岐とありて。其外を比
於岐とあり多し。幣岐とのみ。地名諸
国に多くの中を思ふに。いかさまにも故の中こゝ
を聞ゆるなるべし。又日置
と書を思ふに。幣伎と云を訛のごと聞ゆるまで。此記
に既に然の通り。幣伎。返て是ぞ正しき唱へなるさて元
幣伎をいふ由にの中
む。又幣伎を正しとせば。比於伎と中の伎を文字に就て
やゝ後のさかしら訓に中あらむ。若此伊勢国にも
比於木と乃通ども。近世に戸村と云。其外にも
きと唱へ地名。今も多きを思ふに。国人にを古へより
皆然唱へ来る。此を何国にも定めがたきを。蓁原

土形と云。遠江國にもあり。彼國にもむの。今城東郡は。
比木村と云ひり。然はふ又和名抄は。丹波國多紀郡に。
榛原郷。日置郷。ひのもと。是ふてもひらむか。氏姓氏録
は。右京皇別日置朝臣。應神天皇皇子。大山守王之後也とあ
る。○榛原君。榛は波理と訓。方言葉に波里波里。和名抄に。
遠江國蓁原。波伊郡。蓁原。波以良郡。蓁原。波以良郷ひり。是にり出あるか。
其隣に城飼郡は。土形郷ひる。又今比木村と云もひ
ふこと。上は云ふ。如くにれ。榛は蓁にも。
同ドくて。波理にれを。波
伊と云は。後の音便にり。又右の引ふ丹波國にもあり
出あるか。決めがたし。此地名は。餘國にもひる。姓
氏録に。津国皇別榛原公。息長真人同祖。大山守命之後也。息長

真人は。雜洛毛二俣王の後にれ。其
と同祖とひふ。ものもれ誤ひり。
誉田天皇皇子。大山守命之後也。
河内国皇別蓁原

於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱。各讓天下之間。海人貢
太贄爾兄辭令貢於弟。弟辭令貢於兄。相讓之間。既經多日。如

興相讓非一二時故海人既疲往還而泣也故諺曰海人乎因己物而泣也然宇遲能和紀郎子者早崩故大雀命治天下也

各讓之阿比由恒理賜と訓ぶ次は相讓と訓ぶ同くて互に讓り給ふなり書紀云既而興宮室於菟道而居之猶由讓位於大鷦鷯尊以久不即皇位爰皇位空之既經三載の事を宇遲王は宇治に居坐し本より身体を弱く今始めて宇治に居坐しぬ大山守命は宇治に攻来坐し何の由とかせむ又此に居坐しぬ本より其宮室を造り改め給ふなれども云むの事大雀命に讓り賜ひて御位をも即賜はぬ御心なりむ此時しを宮室を造改め賜ふことも可しぬ○海人は下に伊てゝ助辞を讀附ぶ語は調れ有なり此助辞のこと既に上に云ふ○大贄を上る出傳此巻の十一葉○兄を大雀命弟を宇遲若郎子なり○弟辞の辞を讀ばて此は又と云言を讀添ぶし其故は此の語を必兄者云ふ弟者然ふ兄を辞て云ふ弟は辞て云ふと讀て下の辞と云言者てゝ辞り叶はぬ語とのはぬさまなり若

二方共に辞といはぐ。必弟にも弟もと云て、凡ての語れ〻の弟を、弟をと、ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻。故に辞を讀ずして、辞を云ふ。上代に方は云ふ。下男も應くこと也。文字を書添ふこと也。辞と書添ふこと也。意を以て、二方共に辞と書添ふ。訓を必ず此方の語れさまに依て訓ふ。○經多日を、阿麻多比閑奴と訓ふ。師は、ピサパニペヌと訓ふ。多きを佐波と云ふ。古言に、物の多きを佐波と云ふ。日数の多く經添こゝを、佐波と云ふ。事ふる添ぞの多きを云ふ。万葉九三十一丁に、不遭日数多、月乃經良武とゝ。又比麻涅久那理奴と訓ふ。万葉十七三十八丁に、和可礼奈婆見奴日佐麻祢美孤悲思家武可母。又四十六丁、美之麻野尓可良奴日麻祢久都奇曽倍尓家流十八丁に、月可佐祢美奴日佐麻祢美故敷流曽良。十九十六丁に、於夜

能御言朝暮尓不聞日麻祢久安麻射可流夷尓之居者。

又二十三丁、不相日麻祢美念曽吾為流。

〻皆日数の多く重を添を麻涅久と云ふ。佐と訓ふ。例の真に意なし。さて右れ哥ども、ふら〻ども、九の巻を添哥に数多を加ぬと訓ふ。○一二時を一多毘二多毘と訓ふ。一度二度に非ずして、数度を云。○疲往還を彼方に此方と、幾度となく往還る故なり。宇遅王を宇治に坐す。大雀命を難波に坐て、其間遠き路程なり。○海人乎を阿麻那礼夜と訓ふ。書紀の訓も然り。又阿麻母夜とも訓ふ。其を近飛鳥宮段、大御哥に、意岐米母夜万葉二十一丁に、吾者毛也とゝ。母は助辞夜を上巻に、我那迩妹命乎。

と切至て其処傳五の六十四葉に云如く呼出て辞ぶて余
や云は同じ故母余も云はて那礼夜と訓や母夜と
訓と其意異なり其事は次に云ふ○因己物而を意
能賀母能加良と訓ふ書紀の訓も然て此母能
加良を常に云辞れものかと思ふものうれあるとは
異ふして物を己が物ふて辞に加良を字れ如く因て
非び
の意なり古今集恋四に己ず物かと形見とも見む是と
同くて加良れ意は姑く異なり此なれを己ず物に因
己ず物なれば此詠は尋常ふを己ず無き物れ
られ意なり
欲くて得がさきふと泣なれふ此海人を己

ず有物を人に献ふことれ得がさきを愁泣を常れ形
らなを反さなれ事形故に其意を以て世中に
己ず物を人に與ふと欲ふ與ふがさきことなり
て愁ふ者の譬ふ云ふなり其はとりて海人乎と云
ふこと二れ訓なりて意異なりと云を那礼夜の
き古れ海人なれ乎ふやと其愁ふ者れことを云な
是又母夜れとを乎ふ海人なと此時の海人れこや
を呼出して云なりされど諺の九て れ意は同じ
乎何ふても切ふき中は書紀に有海人耶と有字
を添て書きれ乎那礼夜の方に依ふきなり那礼夜を阿

礼夜の切なれ詞を故に書紀云時有海人賣鮮魚之有字を添らるもあれ形容
苞苴献于菟道宮也太子令海人曰我非天皇乃返之令
進難波大鶴鶴尊亦返以令献菟道於是海人之苞苴鰯
於往還更返之取他鮮魚而献焉讓如前日鮮魚亦鰯海
人苦於屢還乃棄鮮魚而哭故諺曰有海人耶因己物以
泣其是之縁也○然とても上の各讓天下云々を兼て云
説なり○早崩抑守遲王子崩と記せれ事加年佐理坐
と云言も必しも天皇は局らず薨字をも訓ずるなり此
記をもて其言に依て守遲を拘らばれてもひれ侍し
さまでと文記中に此字と書説なり天皇を除奉てを五瀬

命倭建命此二柱を殊なる由なり其処とは云説の如し
太子は坐し時に欺言は御子既崩此を後を以て如く
書侍ることなり
とひれの今れ薨字義ひれもあるむか若然ら
薨此王を太子は坐て殊に天津日嗣所知看侍く定て
坐説の故なりやひるむ
此記趣をくく何とかく崩坐ぬと聞ひれを書紀に
は太子曰我知不可奪兄王之志豈久生之煩天下乃
自死焉時大鶴鶴尊聞太子薨以驚之従難波馳之到菟
道宮爰太子薨之經三日時大鶴鶴尊摽擗叫哭不知所
如乃解髮跨屍以三呼曰我弟皇子乃應時而活自起以

居爰大鵠鵠尊語太子曰云太子啓兄王曰云乃進同母
妹八田皇女曰云乃且伏棺而薨於是大鵠鵠尊素服為
之發哀哭之甚慟仍葬於菟道山上と云り解髮跨屍云
死人を呼活れ法なれ法谷川氏が是我邦招
魂之法也と云ふ我邦とも漢意の説さるなり諸陵式
に守治墓菟道雅郎皇子在山城國宇治郡兆域東西十
二町南北十二町守戸三烟兆域のことく廣き山
城志に在朝日山云く墓畔有寺曰興聖寺近年永井心
齋者削平兆塋所建舊名神明山と云ふ或説に宇治離
宮を此王を祠ふと云ふ續後紀九に云ふ於是中納言藤原朝臣吉野
奏言昔宇治雅彦皇子者我朝之賢明也此皇子遺教自
使散骨後世效之云ふ
いと心得ぬことなり骨を散すなど當昔にはあれども
哀を非に思ふに後世に火葬と云ふ事始まりて世に

普くなりぬふ世に此王の御事をも然云ふなれば説
の出来しにはあらし形もなき虚説とこそ聞えあれ万
葉九三十一丁に宇治若郎子宮所歌とて妹等許今木乃嶺
茂立嬬待木者古人見祁牟と詠ふ今木嶺疑は若くは宇
治宮は外に今木も宮ありしかや今木と云処を欽
明紀に倭國今来郡と見え皇極紀齊明紀孝德紀などに
聞えあり又續紀卅七に田村後宮今木大神とあり田
村を奈良に詠ふ山城志に今来嶺在宇治彼方
町東南今曰離宮山と云ふ此万葉の哥に依てのれ
しなれども説なれば姓氏録に山城國に今木連又今木
とも云姓を詠ふれども宇治のことなり此地名古書に
見えざることなり さてかの今木大神と申は後に
平野に遷し奉る賜ふ或人云平野の今木神を世ふ
仁德天皇なりと申しなれて家隆卿の哥などに
難波津に冬隱ることも花咲くや平野の松よかも白
木綿とも詠ふ誤なれ方葉九卅哥に宇
治若郎子なれば詠ふと云ふ此を平野の哥なれば宇
治とこそ詠ふなれ

さて事は因なし云む。平野を平氏の氏神とせしことの由を。桓武天皇は御産土神にて坐すの故なるべし。其を續紀に。宝亀六年三月置酒田村舊宮群臣奉觴上壽極日盡歡とのたまへるを思ふに田村舊宮を光仁天皇のいまだ白壁王と申せし時の御宅なるべし。今木大神を其地に鎮坐せしなり。かくて桓武天皇も其処なる生坐なりしなり。御産土神なれば延暦元年より分て位階をも授奉り賜ひ遂に平安京に移祭り賜ひたり。此大神を平安京平野に移奉らるるも延暦年中のことなり。其類聚三代格に見えたる又万葉一社哥に兎道乃宮子とのたまへる此若郎子社宮は因て云なるべし。又を天皇は幸の行宮なりしなるべし。

○故大雀命云々。書紀仁德卷に元年春正月丁丑朔己卯水鶏鶏尊即天皇位

宮内省圖書寮

国立公文書館
National Archives of Japan